

令和 7 年舟形町議会
第 3 回定例会会議録

舟形町議会

令和7年第3回舟形町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年8月26日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 9月3日 午前10時

応 招 議 員 (10名)

1番 伊 藤 廣 好 6番 奥 山 謙 三

2番 叶 内 昌 樹 7番 佐 藤 広 幸

3番 荒 澤 広 光 8番 八 鍬 太

4番 伊 藤 欽 一 9番 石 山 和 春

5番 小 国 浩 文 10番 斎 藤 好 彦

不応招議員 (なし)

令和 7 年 9 月 3 日 (水曜日)

第 3 回舟形町議会定例会会議録
(第 1 日目)

令和7年第3回舟形町議会定例会第1日目

令和7年9月3日（水）

出席議員（10名）

| | |
|---------|----------|
| 1番 伊藤廣好 | 6番 奥山謙三 |
| 2番 叶内昌樹 | 7番 佐藤広幸 |
| 3番 荒澤広光 | 8番 八鍬太 |
| 4番 伊藤欽一 | 9番 石山和春 |
| 5番 小国浩文 | 10番 斎藤好彦 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|-------|-----------|------|
| 町長 | 森富広 | 地域整備課長 | 伊藤秀樹 |
| 副町長 | 伊藤幸一 | 地域強靭化対策室長 | 伊藤英一 |
| 総務課長 兼選挙管理委員会書記長 | 鍛冶紀邦 | 会計管理者 | 相馬広志 |
| デジタルファースト推進室長 | 佐藤仁 | 農業委員会委員長 | 叶内栄一 |
| まちづくり課長 | 曾根田健 | 総務課財政係長 | 仲野健太 |
| ふるさと応援推進室長 | 野尻誠 | 教育長 | 浅井純 |
| 住民税務課長 | 豊岡将志 | 教育課長 | 森英利 |
| 健康福祉課長 | 沼澤一征 | 代表監査委員 | 齊藤徹 |
| 農業振興課長 兼農業委員会事務局長 | 斎藤雅博 | 監査委員事務局長 | 大場健一 |
| 新規就農・女性活躍支援室長 | 岡崎千恵子 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大場健一 事務補助員 大場正江

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長あいさつ並びに行政報告

日程第5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和7年第3回舟形町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名いたします。2番叶内昌樹議員、6番奥山謙三議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、八鍬議会運営委員長よりお願ひいたします。

8番 おはようございます。

それでは、私から、去る令和7年8月26日に開催されました議会運営委員会において、令和7年第3回舟形町議会定例会の会期について協議いたしましたので、ご報告いたします。

令和7年第3回舟形町議会定例会の会期は、本日9月3日より9日までの7日間とすることに決定しましたので、ご報告いたします。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、八鍬議会運営委員長報告のとおり、9月3日から9日までの7日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9日までの7日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告につきましては、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 町長あいさつ並びに行政報告

議長 日程第4 町長あいさつ並びに行政報告をお受けいたします。

町長 おはようございます。

本日は、令和7年第3回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましてはご多用の中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

9月に入っても暑い日が続いておりますが、日没が早くなり、夜に聞こえる虫の声も秋の虫

に変わり、施設は確実に秋に変わろうとしております。

また、稲穂が色づいてきて、高温障害による品質低下が懸念される中、もがみ中央農協より、令和7年産米の出荷契約米概算金、いわゆる仮渡金が通知されました。「つや姫」3万1,000円、「はえぬき」2万9,000円、「雪若丸」2万9,300円、「ヒメノモチ」3万4,000円でありました。令和の米騒動により、総じて高い金額を提示してきておりますが、今後、国の米政策や米価の動向も注視していく必要があります。

先日、猛暑の中、全国雪対策協議会で国土交通省に雪対策の予算確保と事業の拡充等を要望してまいりました。全国雪対策協議会は、積雪地帯201の自治体で構成され、今回の要望には会長の西青森市長をはじめ北海道から岐阜県までの12の市町村長が参加し、山形県からは米沢、戸沢、そして私が参加してまいりました。猛暑の中、汗を拭き拭きの状況での要望では豪雪の苦労のリアリティーには欠けますが、令和8年度の概算要求、そして今冬の除雪等雪対策に対する要望と現状に対する意見交換をさせていただきました。

今冬は、できれば穏やかな、最悪でも平年並みの降雪状況であってほしいと願いますが、豪雪となった場合でも社総交の除雪費追加分や臨時市町村道除雪補助金を昨年の同額以上に交付されるよう、猛暑の今から準備をしてまいります。

次に、6月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

(1) 舟形町新規就農者総合支援協議会設立総会について。

6月30日（月）、舟形町中央公民館3階ホールにおいて、舟形町新規就農者総合支援協議会の設立総会を開催いたしました。私が会長を務め、最上総合支庁の農業振興課や農業技術普及課をはじめとして、JA南部営農センター及び各品目の生産部会、町認定農業者協議会、町関係機関ら20名が構成員となり、新規就農者の支援体制について協議いたしました。

会議中、県からは、地域農業の未来を担う重要な取組であり、農業技術の習得や農業経営支援、地域との連携強化が期待されるとともに、県の目的にも合致しており、サポートしていくと意見をいただきました。

今後は、就農相談ワンストップ窓口において就農相談を受け付けてまいります。

(2) ふながたWAKU WAKU WORKについて。

7月1日（火）、舟形中学校体育館において、舟形小学校6年生36名、舟形中学校1年生31名を対象に、「ふながたWAKU WAKU WORK」を開催いたしました。

これは、小中学生が将来自分の進路を決めることができるよう、地域の企業が職業体験を行う事業で、今年度は団体を含む12社が参加いたしました。このうち、舟形町認定農業者協議会は、農業用ドローンとヘリコプターの展示や自動操舵トラクターの体験試乗など、最新の技術を活用した農業の魅力を伝え、株式会社キリウでは鋳物製作疑似体験を行うなど、子供たちが興味を持つ工夫を行いながら、企業それぞれの仕事の魅力を伝えていました。

体験後のアンケートで「最上地域で働くことに興味を持った」と回答した児童生徒が9割を超えたことから、引き続き地域の仕事の魅力を子供たちに伝え、将来舟形町で暮らしたいと考える若者が増えるよう取組を進めてまいります。

（3）東北農林専門職大学アパート3号棟起工式。

7月9日（水）、舟形第1地内で東北農林専門職大学の学生向け民間アパート3号棟10戸の起工式が行われました。これまでと同様に、アパートの建設・運営・管理は町と連携協定を締結した株式会社クリエイト礼文（山形市）が行い、3月中旬に完成予定であります。

今年度も、大学のオープンキャンパスで同社と共に町のPRと入居案内を実施してまいりました。全3回のうち1回目のオープンキャンパスで、入学試験の合格を前提として10戸全てにおいて仮予約をいただいている状況であります。昨年度末に完成した「ふなぽん」を拠点として、学生と地域住民との交流により地域活性化が図られることが期待されます。

（4）主要地方道新庄次年子村山線道路改良促進期成同盟会総会について。

7月10日（木）、主要地方道新庄次年子村山線道路改良促進期成同盟会総会を開催いたしました。議事終了後に、新庄市長代理、村山市長、大石田町長と共に、伊藤重成県議会議員をはじめ沿線の県議会議員4名、最上総合支庁建設部長及び村山総合支庁建設部次長へ堀内橋の整備促進等について要望書を手交しました。

折しも7月8日の点検で堀内橋の橋桁の腐食が確認され、通行止めの措置が取られ、堀内地域の方々の不便や不安の声が大きく響き、堀内橋の必要性を改めて痛感したときでもあります。総会の挨拶でその件について述べさせていただき、総会終了後は出席者一同で堀内橋を徒步で渡り、橋の現状を確認しながら、工事の進捗と完成までの間、通行に支障がないよう強く要望しました。

（5）令和7年度鮎釣り体験講座 in舟形について。

7月15日（火）、小国川清流未来振興機構との共催事業として、最上小国川の一の関大橋下で舟形町鮎釣り体験講座を開催いたしました。

今回は、舟形中学校1年生全員が総合的な学習の時間の中で取り組み、また若手の役場職員5人が職員研修の一環として参加し、小国川漁業協同組合のご協力の下、小国川フィッシングクラブの関係者から技術の指導をいただきながら鮎釣りを体験いたしました。体験後は河川清掃のボランティア活動も実施いたしました。

（6）世田谷区山崎小との児童交流、ハローワールド「まちなか留学」について。

7月19日（土）から21日（月）の3日間、世田谷区・舟形町児童交流学習が行われ、今年度から児童数の兼ね合いなどで1対1の2校交流となり、舟形小学校30名と世田谷区立山崎小学校63名の5年生が児童交流いたしました。

山崎小学校の児童は、舟形小学校の家庭へのホームステイや宿泊施設などで絆を深めました。

2日目には川遊びなどが行われ、児童たちは思い思いに舟形町の大自然を楽しみました。最終日は、児童たちは別れを惜しみながらも秋の再開を約束しておりました。

また、8月1日（金）から3日（日）の3日間、ハローワールド「まちなか留学」が行われ、17名の児童生徒が参加いたしました。この事業は、町単独事業として、英会話力やコミュニケーション能力を高め、文化理解を深めることを目的として実施いたしました。

参加者は、東京都内に住む外国人の家庭に2泊3日のホームステイを行い、ホストファミリーと交流をいたしました。また、「まちなかイングリッシュ・クエスト」が横浜市で行われ、参加した児童生徒はグループで英語を使ったゲームや会話を楽しみました。

（7）麻布地区サマースクール in 舟形町について。

「麻布地区サマースクール in 舟形町」は、平成27年に開始されました。昨年は豪雨災害の影響で中止となりましたが、今年は7月25日（金）から27日（日）にかけて開催され、東京都港区麻布地区より子供18名、大人21名の計39名が参加いたしました。

1日目には陶芸体験やマッシュルームを使ったピザ作り、星空観察が行われ、2日目には猿羽根山での山歩き、アユパーク舟形でのアユのつかみ取りや川遊びが実施されました。3日目にはキュウリの収穫体験が行われ、3日間にわたり、舟形町の豊かな自然を満喫できる多彩な活動が展開されました。特に、2日目の川遊びでは富長地区の小学生22名が保護者と共に参加し、港区からの参加者との交流を深める貴重な機会となりました。

また、この「麻布地区サマースクール in 舟形町」は、両地域間の絆を深める重要な事業であります。今後も、この交流が60年、80年、そして100年と続くことを目指し、地域の特色を生かした活動を継続してまいります。

（8）町内4地区からの要望会について。

8月5日（火）、役場3階会議室において、町内4地区からの要望会を開催いたしました。要望会では、長沢、舟形、富長、堀内の各地区より、町内会や連合町内会に関連した要望事項についてそれぞれ要望書が提出されました。町内会長や集落支援員が参加し、要望書を提出した後に、各地区より要望事項の詳細について説明を行い、町からは今後の対応や進捗状況などをお伝えしながら情報交換を行いました。

また、舟形地区については、これまで検討を進めてきた地域運営組織が設立したことについての報告と、少子高齢化に伴う地域の課題等について意見交換が行われました。

要望の内容については、県や国への要望もあることから、県や国には町から要望を伝えてまいります。また、町への要望については、予算や優先順位を見ながら順次対応していく予定であります。

（9）令和7年度舟形町二十歳の祝賀式について。

8月14日（木）、町中央公民館において「令和7年度舟形町二十歳の祝賀式」を開催し、20

歳の皆さんをお祝いいたしました。式典には対象者49名中41名が出席し、久しぶりに再会した恩師や友人たちと写真撮影や近況報告をしたり、思い出話に花を咲かせたりしていました。

代表者の土田陸翔さんからは、「私たちは舟形町に生まれ、豊かな自然と地域の方々に温かく見守られながらここまで成長することができました。未熟な私たちはこれからも迷うことがあると思いますが、時には立ち止まつたり一歩引いたりしてもよいと思います。大切なことは自分を好きでいることだと思います」という誓いの言葉が述べられました。

(10) 舟形町空き家対策協議会の開催について。

8月26日（火）、舟形町空き家対策協議会を開催いたしました。空き家対策協議会は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき設置するもので、各地区の連合町内会長、民生児童委員協議会会长、新庄警察署舟形駐在所長、消防本部南支署長、司法書士協会新庄支部、土地家屋調査士協会新庄地区長、宅地建物取引業協会新庄最上地区長を委員とし、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための組織であります。

今回の会議は、放置すれば町道及び近隣住宅に倒壊し、著しく保安上危険である空き家の解体に係る略式代執行の要否について、委員から意見を求めるものであります。委員全員から「略式代執行による解体は必要」とのご意見をいただき、舟形町で初めての略式代執行に向けて手続を進めることができました。

以上10件について行政報告を申し上げました。

さて、本定例会に提案します案件については、承認案件について1件、報告案件について1件、一般会計及び特別会計補正予算について4件、条例の一部改正について1件、最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について1件、人事案件について1件、令和6年度決算の認定について6件、以上15件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

なお、6月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

よろしくお願ひを申し上げます。

議長 なお、申し遅れましたが、クールビズ期間でございますので、議場での上着の取扱いについてはご自由にお願いしたいと思います。

日程第5 一般質問

議長 日程第5 一般質問をお受けいたします。

順次発言を許可します。1番伊藤廣好議員。

1番 それでは、私が通告しております2つの質問をさせていただきます。

1つ目は、堀内橋架け替え工事の促進を。

堀内橋は、昭和31年に竣工、築69年になります。7月8日の緊急点検により、橋桁に腐食欠損が見られ、現在、重量8トン以上の車両は通行止め、8トン以下は片側通行規制になっております。迂回路については、2か所が災害復旧工事により通行止めとなっておりまして、県道大石田畠線1路線に限られております。

今回の措置を受けて、堀内地区住民は、最上川が増水し橋が決壊しないか、地区が孤立してしまうのではないか、冬期間の大型除雪機の運行は大丈夫なのかなど、不安な声が多くあります。

第1点目の質問ですが、現在の橋の早急な修繕による安全運行について、管理者である県に要望してほしいが、町長の考えをお尋ねします。

2点目は、架け替え工事の完成年度は不透明であり、この事態を踏まえ、今後架け替え工事の促進活動をどのように展開していく考えなのかを町長にお尋ねします。

第2点目は、熊・イノシシ危険鳥獣対策は。

岩手県北上市では、7月4日、独り暮らしの81歳の女性が家で熊に襲われ死亡、北海道福島町では新聞配達員の52歳の男性が深夜にヒグマに襲われ死亡という痛ましい事故がありました。県内においても、米沢の男性が7月18日に襲われ、足首付近をかまれました。県内では人的被害は2件目でありますけれども、1週間も居座るケースもあると報道されております。この質問通告後の8月10日には戸沢村で男性が夜に襲われ、大けがをしております。県内では熊の目撃は新聞報道によりますと8月31日現在で933件と報道がありました。

舟形町内においても、熊やイノシシが住宅近くに出没するのを目撃するケースが多くなっており、不安の中で生活をしております。今秋は熊の餌となるブナの大凶作も予想されており、食べ物を求める、民家に近づくことが予測されます。

「環境省の人的被害対策として、自治体判断で市街地の緊急銃獣可能となるガイドライン」を踏まえ、町の取組状況と、今後の対応をどのようにして町民の命を守り、農作物への危害防止に努めていく方針なのかお尋ねいたします。

町長 それでは、1番伊藤廣好議員の「堀内橋架け替え工事の促進を」についてのご質問にお答えいたします。

堀内橋については、7月8日の定期点検により損傷が発見され、一時全面通行止めの措置を取っておりましたが、7月11日の緊急点検により、床版下面の目地及び伸縮装置からの漏水が原因で、塗膜の剥がれや腐食により損傷に至ったものと推定され、重車両の通行が繰り返されることによる損傷の進行を防ぐため、現在は片側交互通行と8トン以上の大型車両の通行規制が実施しております。

1つ目のご質問の早急な修繕の要望についてですが、全面通行止めの措置が取られた時点での上総合支庁建設部長及び県土整備部長へ早急な通行の確保と修繕をお願いしております。

県においては、短期間で緊急点検の実施と全面通行止めから片側交互通行への規制変更の措置を取っていただきました。また、緊急的な補修工事については、降雪期前の完成を目標に進めることを確認しております。

2つ目のご質問の「架け替え工事の促進活動」についてであります、新庄市、村山市、大石田町、舟形町の4市町で構成する主要地方道新庄次年子村山線道路改良促進期成同盟会において、沿線の県議会議員、最上総合支庁建設部長及び村山総合支庁建設部次長へ要望書を提出しており、加えて、県土整備部長、最上総合支庁建設部長へ町独自の要望活動も行っております。また、国に対しても予算確保について要望書を提出しており、さらに県幹部の方々と会議等でご一緒した際には、機会を捉え、整備促進についてお願いをしているところであります。

令和2年度や今回のように堀内橋が通行止めになれば、堀内地区の方々に不便を強いるばかりでなく、緊急車両の遅延により、生命、財産に重大な危険が生じます。事業実施当初における事業計画の説明では令和12年度完成と聞いております。この期間を大原則として、引き続き県庁及び最上総合支庁へ一刻も早い完成を要望することに加え、架け替え完成まで現堀内橋が支障なく通行できるよう要望していきたいと考えております。

次に、「熊・イノシシ危険鳥獣対策は」についてのご質問にお答えします。

初めに、令和7年4月に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、9月1日から施行されております。それに付随して、環境省は7月に緊急銃猟ガイドラインを作成し、自治体向けに実施方法やルール等を示しております。

その内容については、9月から市町村長の判断でハンターが市街地でも熊を駆除できる「緊急銃猟」制度がスタートします。緊急銃猟の条件は、「人の生活圏に侵入」、「緊急性が認められる」、「猟銃以外での捕獲が困難」、「安全性の確保」の4つ全てを満たしている場合に「発砲」が可能になります。市町村はハンターに緊急銃猟を委託して実施することになりますが、鳥獣被害対策実施隊が組織されている場合はその隊員が委託の対象になると想定されます。

しかしながら、現実的には緊急銃猟の実施は非常に困難であります。その理由として、基本的には住民の安全性の確保や緊急銃猟を行う実施隊員の身分保障が十分でないことがあります。

その例として、8月20日の毎日新聞の記事によりますと、北海道猟友会は、緊急銃猟の制度が施行される前に、現場で状況に応じて発砲を断つてよいと道内の全71支部に通知する方針を固めています。緊急銃猟により人身被害などが起きた場合の補償制度が設けられておらず、ハンターが発砲の責任を負う可能性があるためであります。緊急銃猟の実施時は市町村が周辺に避難指示を出すが、道猟友会は、人が射程内に残って銃弾が当たる可能性が残るとして、環境省に対し発砲による人身被害発生時のハンターの身分保障などを求めております。

また、同日の山形新聞の記事によりますと、令和5年4月に小国町において、ライフル銃で熊の駆除中に被弾し重傷を負った町内の男性が、誤射した隊員を委嘱した町に責任があるとして3,000万円の賠償訴訟を起こしております。誤射した隊員は、業務上過失傷害容疑で書類送検されております。

これらのように、現状、実施隊員及び市町村の双方に大きなリスクを伴う制度になっております。

ガイドラインの発表を受けて、町としては、町鳥獣被害対策実施隊である猟友会の役員とガイドラインの内容を確認するとともに、意見交換を行っております。当町の猟友会においても、緊急銃猟活動の終了後に法的責任を追及されることを懸念しております。例えば、銃の所持免許の取消し、損害賠償責任などが想定されております。そのため、基本的には、緊急銃猟の委託を受けることはせず、追い払い花火で対応したいとの考えがありました。

町長として緊急銃猟の実施の可否を判断すべき立場の私としましても、あまりにも大きなリスクを伴う緊急銃猟については実施すべきではないと考えており、先日、山形県選出の国会議員の方々に対し、警察の特殊急襲部隊であるS A Tのような、危険鳥獣対策の専門的な部隊を新たに組織し、対応に当たっていただくことを要望したところであります。

以上のことから、現実的には緊急銃猟の実施は非常に困難であります。

今後は、他自治体による制度の運用状況などを注視しながら、当町の実施について検討を進めてまいりたいと考えております。

それと同時に、住宅地における危険鳥獣の対応に関しては、これまでどおり追い払い花火を活用した活動により、町民の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

また、農作物への危害防止については、広報や町内会長会議などでお知らせをしてきたとおり、①草刈りや誘因物を除去して、有害鳥獣を近づけないための「環境整備」、②農地などに入らせないため、侵入防護柵の設置や追い払い活動を行う「被害防除」、③最終的な対策としての「有害捕獲」、以上3段階での対策実施について引き続き周知に努めてまいります。

1番 答弁ありがとうございます。

ただいまの町長の答弁で、緊急的な橋の補修工事については降雪期前の完成を目標に進めることを県と確認しているという答弁でしたが、補修工事後ですけれども、これは対面通行を考えているのか、片側通行を考えているのか。また、現在は8トン以下の重量制限ということをしているんですが、その点についてはどのように考えているか、まず1点お尋ねしたいと思います。

町長 修繕工事終了後につきましては、現在のような片側交互通行ではなく、全面開放するということであります。重量制限等についても、現在設けておりますが、その点についても開放されるということでございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

1番 ただいま全面通行と、それから重量制限もなしということなんですけれども、何人かの地区民の方と話をしますと、やはり多くは、そういう用途でいくとまた通行止めになるのではないかということを大変心配しております。そういう面で、まず安全第一で、従来どおりの片側通行をしたほうが安全ではないかという声が多いようです。重量制限についても、除雪機械等の重機の問題とかいろいろあると思いますが、その辺についてもできるだけ温存して橋を大事に使っていくというか、そういう方向で県に要望してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

町長 質問の意図がよく分かりませんけれども、全面通行止めを解除しろということだと思って一般質問の答弁をしている状況の中で、片側交互通行をそのまま実施しろということ、あるいは除雪車が通れないような8トンの重量制限をしろというご質問の内容でしょうか。

1番 いや、補修工事は当然してもらっていいんですけれども、通行帯については、69年も経過しているということで、また通行止めになるのではないかという地区民の声でありまして、除雪については、除雪車についてはその辺の配慮が必要かと思うんですが、通常の車両についてはある程度制限した形で片側通行することによって、橋に重量を負担させないように、これからも、令和12年度完成予定ということがありましたけれども、若干工事が遅れているという状況も聞きますし、そういう面では、対面交通というのが一番理想ですけれども、そういうことをしてまた通行止めになることはないのか、その辺を心配しているという点であります。

町長 私も堀内町民でございますが、あまりそういう声は聞いておらないんですが、一つは、県で修繕工事をするということについては、被災といいますか、腐食したところを元に戻して今までどおりに歩けるようにするということが大前提で修繕工事が行われるものですから、それで住民の方々の不安のために片側交互通行にしろとか重量制限をすべきだということは、地区町民の考え方ではそれはできないものだと。道路管理者である、橋の管理者である県がしっかりと修繕工事をした上で、ちゃんと通れますよというお墨つきをいただくわけですから、そういうことで、しっかりと普通どおり歩けるようにするというのが町としての考え方、あるいは県としての考え方でありますので、その点についてご理解をいただきたいと思います。

また、発言の中で「橋の工事が遅れている」という発言がございましたが、その点について何をもって遅れていると言われているか分かりませんけれども、県では少し前倒しをしながら実施しているということでありますので、現時点で新しい堀内橋の工事が遅れているということはございませんので、ぜひ伊藤議員から地区の方々の発言に対してそのように訂正していただければと思います。

1番 補修工事によって安全な対面交通で問題なければ一番いいわけですけれども、一般論で言

えば橋梁というのは耐用年数が50年だという専門家のあれもありますし、そういうことを考えれば地区民が心配するのも私は分かるわけです。町長がそういうことで大丈夫だと言えば別にあれなんですけれども、そういう声だということあります。

橋の遅れについては、根渡側の何というんですか、もう一つ造りますよね、これから、何というんですか、土台。あれの地盤が軟弱で、その工事が遅れていると私は聞いたもんですから、そういうことを申し上げたところです。

町長 橋の寿命が50年というのもどういう根拠に基づいて言われているか分かりませんけれども、橋の寿命が50年だということはございませんし、県では、市町村も全てそうなんですが、インフラ整備について、橋梁とかも含めてなんですが、長寿命化ということで修繕計画を立てて、それをさらに延ばす計画をずっと進めてきているところでありますので、まずはその50年という数字も、ぜひ、それも違うんですよということを地区の方々に、私も言いますが、伊藤議員からも言っていただけだと思います。

また、根渡側、右岸側の橋台の話だと思うんですが、昨年の工事は予想より少し深いところに岩盤があったということで一時中断して、再検査をしながら10月にもう一度発注するということになっているんですが、その工事が1年遅れたからといって全体的な工程の中で遅れているということではなくて、今までの予算ではなかなか進まないだろうという中で、国の緊急防災・減災対策事業債というものがあって、国土強靭化を図るための予算が進んでいるということで、堀内橋についても当初の予定よりも早めに進んでいると。その中で昨年はたまたまそういうことがあって今年に延びているということありますので、決して全体の工程が遅れているということではございませんので、その点についても堀内地区の方々にそういうことだということでお知らせしていただければと思います。

1番 耐用年数については、ある大学教授が橋の耐用年数について50年という表現をしたもんですから、私はそういう話をしたところです。遅れてないというのは分かりました。

新しい橋について、答弁では先ほど言いましたように令和12年度完成という話でしたけれども、計画どおりに進んでもまだあと5年かかるわけですね。現在の橋の老朽化の現状を踏まえて、早期の完成、1年でも早く完成するように、地区民は望んでいるわけでありますし、先ほど新庄次年子村山線の同盟会の総会で県の関係者に要望ということをしましたけれども、さらなる要望活動をしていくべきではないかと私は思いますし、堀内地区民の声として、例えば署名活動とか、以前行いました総決起大会みたいなことで盛り上げて要望活動をして、1年でも早く完成するようにすべきではないかと思うんですが、その点についてはどのように考えているでしょうか。

町長 総決起大会とかいろいろご指摘をいただきましたけれども、事業採択になるまでに関しましては署名活動なり総決起大会というのは必要だというところであります。今の時期としま

しては、もう事業が採択されております。国からお金が幾ら来るかというところで物事が進んでいるということありますので、署名活動、総決起大会をしてもその効果はちょっと不明だと思います。今は淡々と、できるだけ国からお金をいっぱい頂いて、県の最上総合支庁の重要路線としての工事をしていただきたいという要望を淡々とやっているわけでございます。

また、県土整備部長、今年から国土交通省から来られました永尾部長についても、堀内橋の重要性、それから避難路としての重要性というところで、これもお願いしておりますので、どうしてもそういったことでやりたいということであれば、それはやぶさかではございませんが、今の現在の事業の中でいきますと、それよりも我々としては県の担当者もしくは上司に何とか1年でも早くお願いしますと、そういった地道な活動のほうがいいのではないかと私個人としては思っているところでございます。

1番 分かりました。要望活動をよろしくお願いします。

次に、熊、イノシシの関係ですけれども、先ほど答弁ありまして、鳥獣保護管理法が9月1日から施行されたわけですけれども、これに対して町では、住宅地の駆除方針については、危険が伴い、ハンターの身分保障などが不十分であり、従来の追い払い花火で対応するということでしたが、舟形町内においても住宅地でこれまで熊の目撃が舟形駅北側とかPGセンター付近、あとはJAの前の農機具センターですか、西堀町内でも目撃されておりまし、多くが目撃されております。追い払い花火だけでいいのかと思いまし、それ以外の対応というのは考えてないのかなと思います。実際目撃した場合のシミュレーションとして、目撃情報があった場合、町では防災無線で注意喚起ですか、そういうことは行っていると思いまし、それ以外にどのような対応を現在しているのか、これからどのような方針で臨んでいく考えなのかお尋ねしたいと思います。

町長 熊がそこにずっと居続ければいろいろな対策もできるかと思いますが、発見してずっとその場にいることは非常にまれなケースだと思います。まずはしっかりと払い花火で山に戻つていただくということが大事かと思います。

新聞、マスコミ等では、鳥獣保護管理に関する法律が改正されて、市街地でも撃てることになったということで華々しく言っておりますが、環境省としては熊の個体数を保護するという今までの姿勢で、市街地に行った場合についてはそれを撃ってもいいですよという程度のものであって、駆除する側のハンターであったりとか市町村の考え方についてはあまり加味されていないということだと思います。

いつまでも鳥獣保護という観点で環境省に置いているのも私はおかしいと思いますし、県においても環境エネルギー部の所属になるわけですが、これも同様に環境保護、動物の保護というところで行われていることが多いので、実際はそうではないところで、例えば防災くら

し安全部であったり、もしくは農林水産部で所管し、危険なものについては積極的にそれを駆除していくという方向のほうがいいのではないかと私個人としては考えておりますが、防災無線で対応する以外の措置等について、もしよろしければ農業振興課長からその詳細等について答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいまご質問の防災無線の後の対応でございますが、防災無線を鳴らした後に、私としては関係各所にまず注意を呼びかける電話を入れまして、同時に担当者がその現場に赴きまして、追い払い花火を適宜打てる状態で急行して現場をパトロールします。担当者だけではなくて、警察にも連絡を入れて、警察からもパトロールしてもらう、あとは実施隊に警戒していただき、パトロールのようなことをまずしていただきます。

先ほど緊急銃猟のルールができたということではあります、できる前については、半径200メートル以内に人家が10戸以上あると射撃をしていけないという既存のルールがこれまでございますので、住宅地に直接わなを仕掛けるのではなくて、少し離れた場所にわなを仕掛け、捕獲を試みるということをやってございます。今年度も、これまでそのような対応をしてきてございます。

以上でございます。

1番 分かりました。よろしくお願ひします。

次に、イノシシの関係ですけれども、富長地区では田んぼの畦畔が、昨年の秋ですけれども、300メートルぐらいイノシシにやられて歩けなくなつたと。今年も収穫前に稻の中に入られて、畦畔が歩けなくなるのではないかと大変心配しております。一時イノシシを追い払ってもまた來るので、やはり駆除してもらいたいという農家の声です。

それで、西又、松橋辺りですと県道をイノシシが闊歩するということで、恐怖的な声もありますし、松橋では町の補助を受けて田んぼに電気柵の設置ですか、それを設置しているときにはある程度被害を妨げるんですが、稻の収穫後にそれを外すことによってその後に水路に土が埋められたりということで、大変だと、困ることになりました。

住宅地内での熊、イノシシの駆除についてですけれども、住宅地はいろいろな危険が伴うとかリスクがあるんですが、駆除については町の猟友会の協力をいただいて実施されていると思いますけれども、人数もある程度限られているとか、仕事の都合とかいろいろあると思うんですが、緊急的な対応として例えば隣接の市町村の協力ということで、最上とか新庄、大蔵などの猟友会と広域連携という形で、お互いに出没地区を巡回、見守り巡回というか、そういう形で駆除ということはお願いできないものかということで、以前ですと県全体の何か連絡協議会ではないんですが、会議をしたという新聞報道がありましたけれども、そこまでいかなくても、隣接の町村だけでそういうものをしてある程度対応できないものかなと思いますので、その点はいかがでしようか。

町長 最上町、大蔵村の山林面積から考えて、舟形町として猟友会の方々と連携してということいくと、ちょっと舟形町としては不利になるかなと思いますし、ほかの猟友会の方が駆除実施隊として他町村に入ることができるかどうか等について、私は確認しておりませんので、農業振興課長から、もし分かれば、そういったことが可能なのかどうか、またそれぞれ有害鳥獣駆除実施隊を委嘱しておりますので、それは首長が猟友会の方々を任命しているというところがありますので、それが広域にわたってできるかどうかもいろいろ問題あるかなと思いますので、農業振興課長から詳細等がもし分かれば答弁をしていただきたいと思います。

農業振興課長 広域的な連携についてでございますが、法律上全くできないということではないとは思うんですが、実際にはほかの市町村の区域において活動するというのはなかなか引き受けたがらないのかなということは思われます。しかしながら、例えば広域的な連携をするルール決めをすればできるのかなとは思いますが、今のところそういったことはちょっと難しそうな状況であります。

先ほど1番議員からありました県の会議、県の広域的な対策についてでありますが、県では鳥獣被害防止協議会ということで5月に設立されておりまして、その中では持続的な鳥獣対策を県と市町村と一緒に考えていきましょうということで、市町村をある程度の区域にまとめて、フィールドアドバイザーを置く方法はどうかという形で県からご提案をいただいている状況でございます。

1番 分かりました。

最後に、園児、児童、生徒の安全対策でお尋ねしますが、河北町では通勤時間帯に中学生が襲われたという報道がありましたけれども、舟形町はスクールバスが多いと思うんですが、その辺の対策をどのようにしているか。

町長 何も多分していないというところが本当かと思いますが、教育課長から答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 熊等の出没に係る学校の対応についてご説明をいたします。

教育委員会として、数年前に熊鈴を購入しまして、学校に貸与しております。現在は、小学校では徒歩の児童に預けまして、かばん等につけて登下校するように学校で指導をさせておりまして、対応しております。中学校については、全生徒に熊鈴を預けておりまして、同じくかばん等につけて登下校するようにと指導し対応しているという状況でございます。

また、学校付近で熊の出没の情報があった際については、先ほど農業振興課長からございましたが、連絡をいただくこととしておりまして、速やかに教育委員会から分かる範囲でそのことについて学校に連絡をしまして、対応について協議をしているという状況でございます。

以上です。

1番 ありがとうございました。これで質問を終わります。

議長 以上をもって、伊藤廣好議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、3番荒澤広光議員。

3番 おはようございます。

それでは、さきの通告書に従い、「今夏の猛暑による影響と対応策は」と題して一般質問を行います。

資料1として、令和5年から令和7年6月、7月、8月末までの日々の最高気温、最低気温の比較資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、今年は6月からの高温と少雨により、誰もが暑い夏を感じたと思います。特に新庄観測所の測定データでは、6月の最高気温の平均値が27.18度、昨年6月と比較して0.48度上昇し、7月の最高気温の平均値は32.73度と、昨年の7月と比較して3.89度も上昇しました。

このような状況の中、町では営農を継続する支援として「農林水産物等災害対策事業」を実施していただきました。しかしながら、農作物に大きな影響を与えるのではないかと危惧しております。水稻に関しては、間もなく収穫時期を迎えますが、収量や品質の低下が心配されます。園芸作物に関しましても収量や品質の低下が心配されますが、町として救済策の検討が行われているのかお伺いいたします。

一方、健康面に関しては、今年6月から職場での熱中症対策が義務化されました。町では熱中症予防に関して防災行政無線等で注意喚起を行っていますが、この夏の暑さ対策の対応をどのようにされたのか、また今後の課題についてお伺いいたします。

①町職員への熱中症予防対策として行った取組についてお伺いいたします。

②教育現場において熱中症予防対策として行った取組についてお伺いいたします。

③独り暮らしの高齢者等に対して熱中症予防対策として行った取組内容についてお伺いいたします。

④町内企業で熱中症予防対策としてどのような取組を行っているのか、町では把握しているのかお伺いいたします。

特に高齢者、高齢の方はなかなか暑さを体で感じないと聞きますが、暑さに対する対策として、人間の熱バランスに影響の大きい気温、湿度、輻射熱の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す「暑さ指数」を使った管理や周知が今後ますます必要になってくると思われますが、町の考え方についてお伺いいたします。

以上です。

町長 それでは、3番荒澤広光議員の「今夏の猛暑による影響と対応策は」のご質問にお答えします。

初めに、猛暑による影響ですが、水稻については水不足による生育不良や枯れが確認

されております。特に、7月中に出穂した圃場については、平年よりも高温で推移したことから、米粒に亀裂が入る「胴割れ粒」や、白く濁る「白未熟粒」の発生が懸念されています。ただし、これは通常どおりかん水をした実施した場合であります。水不足により十分なかん水が実施できず、水稻の開花期に穂が高温にさらされた場合には、受粉や受精が阻害されて米が実らなくなる「高温不稔」も懸念されるところであります。

また、園芸作物については、猛暑の影響をJA南部営農センターに問い合わせたところ、品目によっては生育に大きな影響が出ております。7月末までの出荷量について、前年比で大きく減少しているのがニラ及びアスパラガスであります。約3割の減少となっております。続いて、特別栽培のトマトが約2割の減少となっております。

このご質問の町としての救済策であります。結論から申し上げますと、当町では現在検討をしておりません。基本的には収入の減少を補填する救済策は実施すべきではないと考えており、農業経営の安定に向けたセーフティネットである収入保険への加入を推奨してきたところであります。収入保険の主な支払い対象は、農業者が自分で生産、販売した農産物の販売及び収入全体であります。また、補填の対象となるのは、自然災害や価格の低下など、農業者の経営努力では避けられない収入の減少であります。

当町としましては、独自の支援事業として令和6年度より収入保険の掛金の2分の1を補助する収入保険加入促進事業を実施しております。新規加入者の初年度のみが対象で、補助の上限額が5万円であります。県内では最も高い補助水準であり、加入のきっかけになればと考えております。

今後については、収入保険への関心を持っていただけるように、町補助事業のチラシや制度のパンフレットを配付するなどして加入促進に努めてまいります。

次に、健康面についての対応についてお答えします。

今年6月から労働安全衛生規則の一部を改正する省令が施行され、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う場合に事業者が講ずべき措置等についての新たな規定が設けられました。

町職員については、デスクワークが中心となることから熱中症リスクは小さいと考えておりますが、調理業務を行う学校厨房においては高温下での作業が給食職員の負担となる場合があるため、冷房能力の高いエアコンを導入して作業環境の改善に努めているほか、体調不良を感じたときには涼しい休憩室で休むなどの対応を取ることとしております。

職員には、課長会議や課内会議の場面において、不調時には速やかに休息を取ることや小まめな水分補給など、夏場の健康管理についての注意喚起を適宜行っているほか、クールビズによる軽装化の取組も続けております。また、6月に実施した第2回安全衛生委員会では、気温の上昇や体温調節が脳の負担にもなるため、休暇等も活用しながら心と体の体調管理に

取り組むよう呼びかけたところであります。

次に、教育現場、保育現場においての熱中症予防対策として行っている取組についてですが、未来を担う子供たちの命を守ることは教育現場等における最重要事項の一つであり、学校や保育所においても熱中症予防に向けた様々な取組を講じております。

物理的な環境整備としては、全ての教室、保育室にエアコンが設置されており、居室内の温度管理を徹底することができています。また、学校と保育所には暑さ指数計を配備し、気温や湿度等を総合的に判断できる「暑さ指数（W B G T）」を計測しており、この数値に基づき、屋外活動の中止などの判断を行っております。さらには、授業中や休み時間などにおいて小まめな水分補給を推奨しており、水筒の持参を原則としております。

高齢者世帯や独り暮らしの方々への取組としましては、民生委員の方々からの訪問による声がけに加え、福祉ヤクルト見守り事業や包括支援センターによる介護予防教室の際にも声がけを行っております。また、来年度以降も同じような暑さが続くことが予想されることから、高齢者世帯を中心としたエアコン購入に対する補助金を検討してまいります。

町内企業における熱中症予防対策の取組につきましては、現時点で調査等を実施しておらず、詳細を把握している状況にはございません。しかしながら、町が公共事業を発注する際の入札においては、入札参加事業者に対し、各社において熱中症予防対策を徹底していただくよう、私からも直接お願いをしているところであります。

その一例として、現場事務所に暑さ指数を測定する温度計を設置したり、作業員が腕に装着する機器により深部体温の変化を検知し、異常時にアラームが鳴る仕組みを導入するなどの対策が講じられていると伺っております。建設業以外の事業者においても、それぞれの業務内容や環境に応じた適切な対応がなされているものと考えております。

近年の猛暑の影響により、全国的に熱中症による健康被害が深刻化しております。特に高齢者や子供をはじめとする熱中症リスクの高い方々に対し、早期の注意喚起と予防策の周知が急務であると認識しております。

当町では、環境省が発表する「熱中症警戒アラート」制度を積極的に活用し、町民の皆様の健康管理に役立てる取組を進めております。具体的には、山形県に熱中症警戒アラートが発表された際、町民に対し、「他人事とは考えず、暑さから自分の身を守ること」、「室内における適切なエアコンの利用」、「小まめな休憩と水分・塩分補給」を防災無線や防災メールで周知し、併せてクーリングシェルターの活用も呼びかけております。

今後も、国や県の制度を最大限に活用しながら町内の医療機関と連携し、熱中症の初期症状に関する相談体制の強化や防災メールのさらなる普及、クーリングシェルターの周知徹底など、町民の皆様の命と健康を守るために、きめ細やかな対応を着実に進めてまいります。

3番 答弁ありがとうございました。

まず最初ですけれども、農業関係のところについて確認をさせていただきます。

確認に入る前ですけれども、添付資料1について少し説明をさせていただきます。

添付資料1の上のクリーム色の折れ線グラフですけれども、これは6月、7月、8月の過去3年間の比較になります。下の折れ線グラフに関しましては、日々の最低気温の6月、7月、8月の過去3年間の比較になります。特に最高気温に関しましては、6月が令和5年度と比べまして令和6年度でプラス0.9度上昇しています。さらに今年は約0.5度上昇していまして、この表を見ていただければ、皆さんは体感されていると思いますけれども、最高気温も最低気温も年々上昇しているという見方のグラフになりますので、目を通していただければと思います。

次に、農業関係ですけれども、今回、雨が降らなくて水不足というところが、水田に関しましては穂肥後の一一番水が必要な時期に渇水になってしまったというところで、これから品質あるいは収量に影響が出てくるのではないかと危惧しているんですけれども、一部のわせ品種、特にモチ米に関しましては稻刈りを始めている圃場もあります。その圃場に関しましては、水不足でなかった圃場を一部刈り終えて、米の状況を確認してきたんですけれども、今のところ大きな問題はないよという話があったんですけれども、稻刈りが一部始まったばかりですけれども、町は今現在どのような状況なのか把握しているかお尋ねしたいと思います。

町長 今現在、一部の農家の方がモチ米の稻刈りをしているというところでございまして、多分同じ農家さんかと思うんですが、町の農業相談所でも確認をしてきて、昨日報告を受けたところでは、荒澤議員がおっしゃられたとおり、今のところ被害はないという状況であります。

昨日報告を受けた以外で、もし何か町での調査とか分析しているものがあれば、農業振興課から答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいま町長が申し上げた別の圃場といいますか、近い場所であるんですが、7月に出穂したヒメノモチの圃場ですが、その状況を見ますと大きな被害は見られなかったと、白未熟粒とかが多くはなく、平年程度の成長具合じゃないかという話がありました。しかしながら、大事な時期に水がなかったということで、米の粒があまり大きくないうだという話は聞いております。

情報的にはまだまだこれから入ってくると思いますので、いろいろと把握に努めたいと考えているところでございます。

3番 内容は分かりました。

渇水の田んぼあるいは米に関しましては、これから稻刈りが本格化してくると思いますので、水の影響を受けなかった圃場、あるいは渇水で大分難儀した圃場がかなりあるかと思いますので、これから本格的に稻刈りが始まるとと思いますので、最終的に水に関して問題のなかつ

た圃場と渴水の影響が出た圃場との収量なり品質なり比較を町としても追跡する必要があると思っていますけれども、その辺把握することが可能なのかどうかお伺いしたいと思います。

町長 そこの詳しいところまで町としてする必要があるかどうかという問題もあるかとは思いますが、いずれにしましても米の品質についての違った意味での評価についてどうするかについては農業振興課から答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 調査というか、把握は必要だとは考えているんですが、詳細に何キログラムとか、例えば未熟粒がどうだったとかということは、数値的には難しいと思われますので、感覚的な範囲になるとは思いますが、調査をしたいと考えております。

また、最上総合支庁の農業技術普及課でも1等米比率の各市町村別の統計を取っておりますので、それと併せてこの件についてご相談してみたいと考えております。

3番 分かりました。よろしくお願ひします。

次に、渴水対策ということで、各農業者が自分の持っているポンプあるいは新たに買ったポンプ等々で頑張って田んぼに水をかけている圃場が何か所もありました。町で何とかできないのかなと思っている矢先ですけれども、こういう援助する事業がありますというところで大変ありがたい事業なのかなと思っています。この事業の締切りが9月30日までとなっていますけれども、今、途中の段階ですけれども、この事業に該当する方、あるいは相談に来られた方がどれほどいるのかお聞きしたいと思います。

町長 その点につきましては、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 その事業に関してですが、今まで申請が来ているのはまだ2件だけでございます。しかしながら、相談は5件ほどありました、今申し述べたのは水稻に関してです。トマトに関しては、かん水設備を導入したいという相談が本日ありました。町としましてはなるべく多く使っていただきたいということもあります、昨年度も同じような事業がございましたので、そのとき導入した方も結構いるのかなと思いまして、JAの南部営農センターに問合せをしましたところ、購入したのは一、二件だという形で、ホームセンター系から買っている方もいらっしゃると思いますので、いろいろな形でもっと周知をしてみたいなと考えているところです。

3番 ポンプアップをしている圃場ですけれども、私もたまたまですけれども通りがかって、あれっと思って写真を撮ったところがあります。あるいは実際に話をしてみてですけれども、かなり広い大きい田んぼだったんですけども、それに水道のホースのようなちっちゃなポンプ、あれで頑張っている姿も見えましたので、少しでもこの事業に、言葉は悪いですけれども、引っかかるような手だてを、少し難儀だと思うんですけども、何とかしてあげたいなと思います。その辺もう一度お願いしたいと思います。

町長 県とタイアップしての事業でございますので、その点については極力努力をしていきたい

という方向でございますが、詳細等については農業振興課より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 利用者というか、補助事業を活用していただけるようにということで、もっともっと活用しやすいように、広報お知らせ版をもう一回活用して、まずは相談くださいみたいな形で出せないかなと今検討しているところでございます。今のところ農家全戸配付とお知らせ版で1回流しているところでありますが、まずはそれをしてみたいと担当と相談をしていましたところがありました。また、ポンプを買った情報、ほかに誰か持っている方がいないかということで、来庁された方など、実行組合長さんとかを通じてその情報集めに努めたいなと考えているところでございます。

3番 よろしくお願ひします。

農業関係に関してもう1点だけ確認したいと思います。

先ほど答弁の中で、経営安定に向けてのセーフティネット、保険ですけれども、これに町で2分の1、掛金を補助してくれるという内容ですけれども、これの今現在の実績ですね、どのぐらいの農家さんが加入、セーフティネットですか、それを掛けられているのか、現状についてお聞きしたいと思います。

町長 詳細については、農業振興課より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 収入保険制度への加入者でございますが、今年産、令和7年産の加入については41件の加入でございます。

3番 分かりました。41件ということで、まだまだ稻作農家さんがいるかと思いますので、引き続き声がけなり周知をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、健康面に関して確認を少しさせていただきます。

熱中症対策が6月から義務化されたというところになっていまして、町の職員は該当しないのかなとは思いますけれども、町では安全衛生委員会ですか、これが定期的に行われていると思うんですけれども、その中で熱中症に関しての対策等々が議題になったことはあるのかお聞きしたいと思います。

町長 その点については、総務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

総務課長 町の安全衛生委員会ですけれども、今年度、今のところ2回開催しております。その中で、熱中症を直接的に議題としてはおりませんでした。ただ、委員に対しては冒頭の挨拶の中で、こういった高温が続いている状況の中で熱中症が予想されると、取組については、個人で水分補給であったり休暇等を取るようにと、併せて体調管理をという話はしておりますので、そういったところで職員にも伝わっているかなと考えております。

以上です。

3番 熱中症対策、役場の中ではリスクは低いという答弁の内容でしたけれども、町で発注する

業者さんも町の仕事をするわけですので、業者さんは従業員を守るというところも責任だと思いますので、ぜひその辺も改めて、町から工事発注の際にですけれども、けがとか事故とか熱中症対策、あるいは現場にちょっと出向いてみて、現場の状況がどうなのか、その辺も町としては確認する必要があるのではないかなど私は思っていますけれども、その辺の考え方についてかお伺いしたいと思います。

町長 先ほどの答弁でもありましたが、ほとんどの公共工事等の入札に関しまして私が執行者として出席しておりますが、その際に業者さんに、公共工事等で熱中症等の患者さんを出さないようにということで、これは毎回のように申し上げております。また、先ほど申し上げましたとおり、いろいろな業者さんに対する熱中症対策等についてはそれぞれ行っているというところで、現場に行った際に、現場監督というところで行った際に、職員がその内容等を確認しているという状況だと思います。

さらに追加等がございましたら地域整備課で、（発言あり）ないようでございますので、そういう状況でありますので、まずは本当に災害等で公共工事の発注件数が多い中でそういうことになると、労働基準監督署とか警察とかいろいろなことで復旧工事の遅延につながるということもありますので、口を酸っぱくして申し上げているところでありますので、それぞれ対応していただいて、それを現場に行った際に確認をしているという状況でございます。

3番 分かりました。ぜひよろしくお願ひします。

熱中症に関して、暑さ指数ですね、それに関して、教育現場あるいは保育の現場に関しましては、暑さ指数を活用して授業なり学校運営が行われているということで、私としては大変いいことではないかなと思っています。ただ体感で暑いとか蒸し暑いとかそれだけでは私は絶対駄目だと思っていますので、今ある機器を使いながら安全に学校業務を継続していただきたいと思います。

次に、高齢者世帯に関してですけれども、答弁の中でエアコンの購入補助と、私はありがたい補助なのかなと思っています。これに向けてですけれども、具体的な事業の内容はまだ決まってないのかなと思いますが、高齢者の方はなかなか自分のいる場所がどういう状況で、部屋が暑くなっているのか蒸し暑くなっているのか、いま一つ分かっていない高齢者の方もいると民生委員の方から聞いております。

ただエアコンをつける補助を出して終わりではなくて、学校で使っているアラームが鳴る熱中症指数計のような、様々な機器で数千円で買えるものがありますので、それとセットで、この部屋、この方がいる部屋は今現在異常な部屋になっているんだよと分かるようにして、エアコンを動かさない方がエアコンの必要性が初めて分かることもあるかと思いますので、来年度計画していますエアコンの事業の内容ですけれども、分かる範囲で、公開できる範囲

で、可能ならば少し内容を教えていただければと思います。

町長 内容等についてはまだ全然検討していないというのが実情でございます。管内でそういう補助金を出しているというところがあったものですから、何らかの対応をすべきではないかというところで答弁書に書かせていただいたというところではあるんですが、ニュース等で見ますと、エアコンがあっても電気代がもったいないからというのでエアコンをつけないで熱中症になっているという方もいらっしゃるようです。

そういう意味で、私個人としては、先ほど荒澤議員がおっしゃられたアラームの鳴るようなものが一番最初のかなと思っています。そういうものをお配りしながら、その上でエアコンの補助というものが必要なのか、もしくはセットで必要なのかというところは難しいところかなと思っています。

今のところとしてはまだ全然計画も何もございませんが、来年以降もこういう高温が続くであろうと思われますので、そういうところもしっかりと対応していかなければいけないというところでの答弁でありますので、その点についてご理解をいただければと思います。

3番 ぜひ、私も少し経験したんですけども、暑いからエアコンを部屋につけたんですけども、町長から話があったように、電気代がもったいない、あるいは夕方になるとカーテンを閉めて、物すごい温度の部屋にいるという経験をしていますので、この部屋にいつまでもいれば異常なんだよと知らせるようなアラームつきの機器を配備する必要があると思います。

特に、町の高齢者緊急通報システムが成果報告書にあったんですけども、端末機購入が1台、令和6年度ですね、新規取付手数料が4台という実績が書かれてありましたけども、それは、もう駄目で、救急車を呼ばなければならぬというシステムだと思いますので、これの一つ前、さっき言ったアラームの出るような、熱中症指數計ですか、そういうところでそれぞれの高齢者を守っていかなければならぬと思っていますので、ぜひ、来年のエアコンの補助事業と併せてですけども、まだ時間がありますので、使う方に有利な補助事業になるようぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の答弁は終わりです。以上です。

議長 以上をもちまして、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩といたします。

午前1時39分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。

6番奥山謙三議員。

6番 昼一の一般質問ということで、非常に眠い時間でありますけれども、精いっぱい質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

では、通告に従い、進めてまいりたいと思います。

まず最初に、「訪問介護の現状は」と題して行います。

ヘルパーが高齢者宅を訪れ、身の回りの世話をする訪問介護サービスを提供する事業所がゼロの自治体は、厚生労働省で公表している内容によると、2022年末は93町村、2023年末には97町村、2024年末は107町村となっており、増加傾向にあります。

山形県で見ると、大江、大蔵、戸沢、白鷹の4町村でゼロの状態となっています。訪問介護事業所が1つだけの自治体も本県では12市町村あります。

介護事業がサービスの対価として受け取る基本報酬は3年に一度見直されていますが、前回2024年度改定で施設サービスへの報酬は引き上げられたが、訪問介護は下げられました。全国では2024年度の訪問介護事業所の倒産が過去最多の86件となり、その要因として報酬引下げやヘルパー不足が挙げられています。

当町でも団塊の世代が高齢を迎える中、訪問介護サービスの必要性が高まっていくと考えられますが、訪問介護の現状と方策について質問します。

次に、2点目として、堀内へのアクセス道路の開通は。

現在の堀内橋は老朽化が進んでおり、また瀬脇地区道路、実栗屋から尾花沢市毒沢に通ずる道路は災害により不通になっています。堀内地域をはじめ多くの方々に多大な不便を来しています。新堀内橋の完成までのロードマップと、瀬脇地区道路、実栗屋から尾花沢市毒沢に通ずる道路の災害復旧工事状況について、町が直接工事発注者ではないことは理解していますが、町民は一日も早い開通を待ち望んでいます。町で把握している開通時期についてお聞きします

町長 それでは、6番奥山謙三議員の「訪問介護の現状は」のご質問にお答えいたします。

令和7年7月の実績では1か月で28人が訪問介護を利用しております。うち指定訪問介護事業所「えんじゅ」を15人が利用しており、ほかの方々は主に新庄市の事業所を利用している状況であります。

事業所側においては、奥山議員のご質問にあるように、介護報酬の引下げや登録ヘルパー人材及び利用者の確保などの諸問題があり、運営に苦労されているものと認識しているところであります。

こうした中、令和6年7月、舟和会の監査法人から、舟和会の経営課題として、訪問介護事業所の運営の赤字分をほかの事業の利益で補い継続しているため、訪問介護事業の縮小・廃止を検討する必要があるという指摘を受け、令和6年9月、舟和会より町に対して「令和7年4月から訪問介護事業を休止したい」との申出がありました。町としましては、利用者が

いる以上は休止とせず、継続していただくよう伝えましたが、休止としたい舟和会側と折り合いがつかない状況がありました。

町としての考えを申し上げますと、町発展のため設立された社会福祉法人「舟和会」は、昭和49年5月に当時の澤内甚一郎町長が先頭に立って尽力し設立されました。翌年5月には東北初となる身体障害者療護施設「光生園」を開設し、平成6年に特別養護老人ホーム「えんじゅ荘」、平成22年に地域密着型介護老人福祉施設「ほなみ」を開所しております。

民間の法人とはいえ、設立当時から町は密接に関わってきた経緯があり、現在もその状況は続いているものと考えております。さらに、令和6年1月には、町発展のため寄与された先人の方々のご尽力に敬意を表するとともに、今後もより一層、町と舟和会は連携を密にして地域の福祉の向上に努めていかなければならないものとの両者の思いから、「地域福祉活動の支援に関する連携協定」を締結したところですので、その矢先に、全体では黒字でありながら赤字部門は休止したいという申出は受け入れられないものがありました。誰もが住み慣れた場所で安心して暮らせるまちづくりを進めるに当たっても、町内に訪問介護事業所がなくなることは、現在利用している方々や家族、また今後利用を検討している方々にも不安を与え、支障が出ることから、もし休止するなら連結協定は見直すことを伝えた次第であります。

現在の状況は、令和8年度に舟和会側で再検討して、その後どうするか判断されるようです。最終的な休止・廃止の判断は舟和会側で決定されるものですが、町としましては、利用者がいる限り、継続していただきたいという思いですので、継続のため、補助金等の援助が必要であれば検討し、介護報酬の引上げに関する国への要望活動も行っていくなどしながら、高齢になっても住み慣れた自宅での生活を望む方々やその家族に対応していきたい考えであります。

次に、「堀内へのアクセス道路の開通は」についてのご質問にお答えいたします。

最初に、堀内橋の完成までのロードマップについてですが、平成30年度の事業着手以降、令和6年度までに左岸側橋台1基、橋脚2基が完成しております。右岸側の橋台については、令和6年度に工事発注されましたが、工事着手後の現地調査により、橋台の支持層としていた岩盤層が当初計画していた位置より約5メートル深いところにあったため、設計の変更が生じ、その後、設計変更の作業を終え、10月の工事再開に向けて準備を進めているところであります。橋桁の製作は令和7年2月に発注しておりますが、橋台の設計変更を反映した設計照査を進めており、照査完了後に桁製作に取りかかる予定で、桁製作、架設工事は令和9年4月の完成を目指しております。その後、床版工事、舗装工事及び道路工事を実施し、供用開始を予定しております。事業実施当初の事業計画の説明では令和12年度完成と聞いており、この期間を大原則として進めていただくことを引き続き要望してまいります。

次に、主要地方道大石田畠線の瀬脇地区についてですが、山の斜面は民有林でありますので、

森林整備課で災害関連緊急治山工事として復旧をしております。治山工事完了後に県道の災害復旧工事を実施する予定ですが、一部電柱が支障となり、移設に期間を要するため、完成期日が不透明な状況となっております。

実栗屋から尾花沢市毒沢に通じる県道芦沢停車場実栗屋線は、2か所で復旧工事を行っており、一つが大石田畠線から400メートルほど入った最上川に並行している2車線区間で、もう一つが尾花沢市と舟形町の境界から約400メートルほど舟形町に入った箇所で、どちらも11月27日を予定期としておりますが、復旧が進捗し、毒沢側は路盤まで完成、実栗屋側は片側交互通行が可能な状況となり、県では8月25日から全面通行止めを片側交互通行に規制を変更しております。

堀内地域において最も重要な道路施設は、言うまでもなく堀内橋であります。新しい橋が架かるまで、現在の橋で支障なく通行できるよう県へ要望してまいりたいと考えております。

6番 まず最初に、訪問介護の現状について再質問をしていきたいと思います。

答弁の中に舟和会休止の申出という回答がありました。私は舟和会としては本意ではないと思います。というのは、行政運営についてはお金を満遍なく使っていくという考え方であります。民間においては各事業とも黒字でなければならないという前提になって事業を行っているわけであります。そういった中で、訪問介護事業が赤字ということについて、多分コンサルタントの指摘だったろうと思いますが、民間では赤字部門については早期に黒字化しなさいということが一つ、これができなければやめなさいという方向性だろうと思います。

私が農協にいるとき、農協事業全体が黒字であればいいんじゃないかということで、経済事業の赤字部門がいっぱいあったわけです。それを全部やめなさいという国からの指摘もあって経済事業を縮小してきた経過があります。

セブン&アイ・ホールディングスは、全体では黒字なんだけれどもイトーヨーカ堂が赤字ということで、アメリカの民間会社に売却をしております。

赤字があることで本体の経営までマイナスの方向に行ってしまうということの懸念でこういうことを言ったんじゃないかなと感じるわけであります。そういったことで、やはりもう少し、舟和会については、何百人の従業員がいるわけでありますので、経営というものも考えていかざるを得なくてこういうことになったのかなという感想を持ったところであります。

そこでですけれども、回答の中で、単月の利用状況、全体では十八、九人ですか、しか利用されてないようありますけれども、訪問介護事業については最低でも2.5人の常勤の職員を置かなければならぬとすれば当然人件費も発生してくるわけです。そういったときに、一体何人ぐらいの利用者がいて、月幾らぐらいの売上げといいますか、収入があれば経営的に成り立っていくのか、この辺について把握していれば教えていただきたいと思います。

町長 その件につきましては舟和会の問題でございますので、私どもは関知しておりません。

6番 私が調べた中では、継続的に事業をしていくためには、月の利用者数90人、月の売上げで350万円というものが目安とされているようあります。そういったところで、今回の答弁の中では、全然そこには至っていないということで、かなり訪問介護事業としては厳しい状況なのかなと感じたところあります。

次にですけれども、令和7年8月31日の山形新聞に、全国自治体首長調査で訪問介護に関して共同通信社が市区町村長に実施したアンケートということで載っておりました。

この内容を見ますと、介護保険サービスの提供体制の持続に危機感を抱く首長が97%に上った、その理由として現場の人手不足と費用膨張が挙げられた、そして国や利用者の負担引上げを検討すべきだと回答が85%ということで、このアンケートについて舟形町では回答したのか、もししたのであればどういう回答の内容であったのかお聞かせ願いたいと思います。

町長 その点については、ちょっと記憶がございません。

6番 そうしますと、記憶がないということは回答していないという理解で。（発言あり）

じゃあ舟形町はどうであれ、同じアンケートの中で、介護報酬の2024年度改定で訪問介護サービスの基本報酬が下がったことについて、「理解できない」「どちらかといえば理解できない」とした回答が75%に上っているということで、報酬の引下げが大きな要因になったのかなと思っております。

今回の一般質問するに当たって、介護事業所について少し勉強させていただきましたが、2000年に介護保険法ができる前は社会福祉協議会で訪問介護事業をしておったのが、介護保険法ができてから訪問介護事業所がそれを担うようになったと。当初は介護予防、訪問介護も介護事業所がしておったんだけれども、2015年の介護保険法改正により、要支援1・2の予防介護は自治体が実施する方向に変わったということで、この辺についても利用者数の減少につながったのかなと思っております。

要は、言いたいのは、利用者減少はしようがないにしても、報酬の引下げとか利用人数の制限とか、国の制度改正によってこういう状況になってきてているということを言いたいわけであります。回答の中で国への介護報酬の引上げ要請活動を行っていくという前向きな回答をいただきましたので、これは大変うれしく思っているところであります。

舟形町に介護事業所がなくなる、訪問介護事業所がなくなるということは、住み慣れた地域で一生を過ごすということを考えている町民にとっては非常にマイナスと思います。そういったところで、事業継続に向けて、町からの支援について検討すべき時期に来ているという答弁がありましたが、この辺について町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 質問の意図がよく分からんんですが、奥山議員につきましては、舟和会さんが赤字になるので訪問介護については切捨ててもやむを得ないという発言が最初にございまして、今の質問については、それをやめたときに町でどうするかということについてのご質問ということ

でよろしいでしょうか。

6番 私としては、やはり継続してもらいたいというところで、そのためには行政の支援というものが必要な時期に来ているんじゃないかなと思うわけです。介護保険法第5条にあるとおり、住み慣れた地域で一生過ごすということを行政としても支援していくという文言がありますので、この辺について存続できるような方向で町として支援できないかという質問です。

町長 答弁書にも書いたとおり、町としましては、訪問介護をやめるという申入れがあったときに、町として補助を出してでもこれは続けてもらいたいんだということでお答えしたということで載せているつもりです。

要は、設立当時からの舟和会と町との関連性、地域福祉というものを両方で、両者でやっていきましょうというところで立ち上がっておりました。ところが、社会福祉法人という法人組織に移行すると経営というものを一つ観点に置かなければいけないということになりました、監査法人にお願いをしているわけです。監査法人に対する委託料というのが何百万円あって、訪問介護の赤字分よりさらに多くの費用を払って監査をしていただいているという状況であって、監査法人から「赤字だからやめろ」というところでいくと地域福祉における舟和会のサービスというものが限定されてくると。

要は、法人としてもうかるところはやりますけれども、そこはやらないとなったときに、その残された方々についてどうするんだと。訪問介護以外の部分もそうですが、そういったところをしっかりと今後も設立当時の趣旨からいって一緒にやっていきましょうと連携協定を結んだ矢先にそういう話があったもんですから、それは話が違うんじゃないですかと。だとすると、今後、舟和会さんとは、例えば法人は違いますけれども、徳洲苑と同じような取扱いとか、その他の事業所と同じような扱いにせざるを得ないと。今まで舟和会さんと築き上げてきた協力関係について見直しせざるを得なくなってしまうよという話はさせていただいたところです。そういったところで、本当に経営という観点からだけで舟和会を運営して、舟形町にある社会福祉法人だと言い切れるのかどうかというところをもう少し考えていただきたいというところで申し上げています。

したがいまして、赤字部分の何らかの補填というものについては、先ほども答弁で申し上げましたとおり、補助を出したとしても、それはそうしなければいけないであろうと。

例えば、ちょっと話がずれますが、えんじゅ荘の大規模改修とか当然これからいろいろ出てくるはずです。そうしたときは、連携協定を結びながら一緒に舟形町の地域福祉をやっていきましょうという中でいけば、その大規模修繕に対してもある程度町の支援というのも考えられるだろうと。ただ、自分たちの経営で黒字部分だけという話になれば、ちょっとそこはそういうこともできなくなって、自力で頑張っていただきたいという形にならざるを得ないだろうと思っていますので、そこは両者の信頼関係、これから高齢化、少子化という中で

舟形町は人口減少していきます。その中で両者がワイン・ワインの関係になるように努めていかなければいけない問題だという認識をしておりますので、単に赤字部門への補助金というだけではなくて、大きな意味での連携協定を結びながら、お互いの信頼関係の下、町民の地域福祉のためにやっていけるように努力をしていきたいとは思っております。

6番 前向きな答弁をいただき、ほっとしているところであります。

舟和会としても事業休止云々については本意ではないだろうと思っております。そういうことを考えると、町長の思いというものを十分舟和会とも話をしていただき、訪問介護事業が存続できるような方向で話し合いを進めていただきたいと思います。

次にですけれども、堀内へのアクセス道路の開通はということで、この質問を挙げた目的は、堀内の方々をはじめその道路を利用される方々へ開通時期を明示しながら安心感を与えていきたいという思いで今回一般質問をしたわけであります。

1番議員の堀内橋に関する質問の中で、一つは計画どおり進んでいるという話を聞いてほつとしているところであります。

現在の堀内橋については、森町長が答弁したとおり、新しい橋ができるまで、通常の走行、利用ができるような維持管理を県に働きかけて、通常どおりの利用ができるようになっていただきたいと思います。

次にですけれども、瀬脇地区の道路開通の時期が回答では明示されなかったわけでありますけれども、具体的にいつ頃までという時期は明示できないのか、再度質問したいと思います。

町長 新しい堀内橋については計画どおりに進みつつあるということであります。

今の堀内橋については、先ほど1番議員からの質問にもお答えしたとおり、県に特段のご配慮を願って、通常であれば県庁で入札をして業者が決まってという手続があるんですが、これは緊急的な事業ということで緊急随意契約の承認を県庁からしていただいて、業者さんを既に準備していると。その目的は、現在片側交互通行になっているのを通常どおり、以前のように対面通行で重量制限もないところに戻すのが目的であります。今のまま片側交互通行も重量制限もしてもいいということであれば、今までも修繕工事をしなくても、もつわけです、県の言い分からすれば。それを何とか従前のとおりに直してほしいというお願いを今まで何回も何回もてきて、ようやくこうなってきているところでの先ほどの発言は、我々が県に要望していたこととは異なることになってしまふもんですから、そういった発言については少し控えていただいて、町民総意、地区民総意、前の堀内橋の通行状況に戻してほしいということの総意だということを県に伝えていかなければいけないと思っています。

また、大石田畑線については、現在、森林整備課でのり面の工事をしておりますが、実は昨日も総合支庁長をはじめ産業経済部長と森林整備課長とお願いに行っております。と申しますのも、現在、根渡地区にいる旧元堀の町民の方が稻刈りのときに福寿野を回って大蔵を回

っていくというところで、農作業的に厳しい状況を強いられていると。特に稻刈りのときは本当に1分1秒を争うような、そんなせわしない状況の中でそれを強いられるのは困ると、道路には人の暮らしが必ずついているんだと、そういうことを考えながらやっていただきたいというお願いを昨日もしてきました。ここでは全てをつまびらかにすることはできませんけれども、県からもある程度、仮の対応策とともに提案いただきながら、地域住民の方々が少しでも困らないようにということで考えているようでございますので、そういったところも評価しつつ、一刻も早くというところでおります。

また、のり面の工事ができてからが本当の道路災害復旧工事になりますので、その点についても昨日は建設部長にお願いをして、一刻も早くというところでお願いをしたいということでお願いをしてきたところであります。農作業であったりそういったところの対応について、いろいろと方策を練って対応していきたいというところでありますが、のり面の工事については、若干、第三者の電柱とかの移設関係もあるもんですから、はっきりといつ頃までということは申し上げられないということですが、できる限り地域住民の暮らしに少しでも影響のないように心がけるということでございましたので、その点についてもご理解をいただければと思います。

6番 町長の答弁も分かりますが、私が求めたいのは、具体的に来年の秋までとか再来年の春までとか、もう少し具体的な日程が出せないのか、再度質問したいと思います。

町長 災害復旧工事でありますので、特例がない限りは3年で完成しなければいけないという大原則がございますので、それまでには完成するだろうとは思いますが、まずは一刻も早くというところで、少なくとも来年の降雪期前には開通してもらわなければ、元堀の除雪関係、また元堀の住民の方々の通行の不便さを考えると、ぜひ来年の遅くとも降雪前までには完成をしていただきたいということが一つと、それから令和2年にも被災しております。したがいまして、再度の災害防止という観点から、現道ののり面復旧とか道路復旧工事だけではなくて、新たな対策も講じてもらいたいというところで、大石田畠線の期成同盟会をはじめとして、新たな方策を打ち出していかないと、何回も何回も被災するということについては地域住民の方々の暮らしという部分では非常にまずいものがあると思っておりますので、その点にしっかりと応えられるように、さらなる要望活動も努めてまいりたいと思います。

6番 具体的な時期等について明示していただきましたので、ほっとしているところであります。ぜひとも来年の降雪前までにできるように、町長には頑張っていただきたいと思います。

次ですけれども、実栗屋から尾花沢市毒沢への道路、これは片側交互通行ができるようになったといいますが、全面通行はいつ頃からできるのかお聞きしたいと思います。

町長 工期的には11月27日ですので、それまでにはできるだろうと思いますが、あそこの路線については冬期閉鎖路線でございまして、11月いっぱいぐらいで閉鎖になると思いますので、

全面開通になるのは恐らく来年の春、5月1日ぐらいかなと、もしくは連休前かと認識しております。

6番 答弁をしていただき、ありがとうございました。

これをもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもちまして、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、5番小国浩文議員。

5番 私からは、通告に従い、2つのことについて質問をさせていただきます。

1つ目として、「舟形町農業、今後の見通しは」と題して、水田活用の直接支払交付金において、水田機能を維持するための5年水張りルールが令和9年度から根本的に見直しという報道があるが、本町に対する影響はどのようになると考えられるのか。

また、昨年の米不足を受け、国では令和7年度は生産量と需要量のバランスを考慮して主食用米の増産目標にかじを切ったようですが、今年度、当町の作付状況は増産に向かっているのでしょうか。

そのような中、令和7年度のふるさと納税の返礼品としての農産物の米の現在の状況と今後の見通しについても併せて伺います。

2つ目として、夫婦川の水害対策は。

令和6年の豪雨災害で寺下地区に甚大な被害があり、その後、町では夫婦川の水害対策を考えているとのことでしたが、いつ水害が起こるか分からずの状況の中、どのような対策を考えているのか伺います。

町長 それでは、5番小国浩文議員の「舟形町農業、今後の見通しは」のご質問にお答えします。

初めに、水田活用の直接支払交付金の5年水張りルールに関してですが、交付金の制度自体が見直され、令和9年度以降は、水田・畑に関わらない、作物に対する支援制度へと変わる予定であるため、水張り等を行わずとも新制度の交付対象となる予定です。

ただし、令和7年度または令和8年度において連作障害を回避する取組を実施することが必要であります。そのほか、現行制度における「交付対象水田ではない」ことによって令和9年度以降の支援水準に差がつくかどうかは検討中の事項であります。また、現行制度よりも新制度では単価が低くなることもあります。

ご質問にありました当町に対する影響であります。農林水産省は現時点では新制度に関する詳細を全く示していないことから情報がなく、影響は分からずの状況であります。

続いて、今年度の当町における主食用米の作付状況であります。令和6年産の754ヘクタールに対し令和7年産は現時点では770ヘクタールとなっており、前年比で16ヘクタール増加しております。

その理由としては、昨年度の豪雨災害により農地及び農業用施設に甚大な被害が発生しまし

たが、早期復旧に取り組んだ結果、被災田の多くが令和7年産米の作付に間に合ったことが大きな要因の一つであるとともに、県より配分された生産の目安のフル活用を目指して実施した互助会の利用可能上限面積の撤廃や作付意向調査の実施結果を基に、より追求した作付面積の配分が功を奏したと考えております。

石破首相は、8月5日の関係閣僚会議において、令和8年産米については米の増産に向けてかじを切る方針を表明しております。令和7年産の生産の目安は微増でしたが、令和8年産以降は大幅な増加が予想されます。

しかし、水稻栽培の現場においては、1970年から始まった減反政策により、水稻以外の作物を栽培する転作田や自己保全などが増加し、湛水機能を失った水田が増加しており、復田が容易ではない水田が多くなっております。

今後、当町としましては、これまでどおり生産の目安のフル活用を目指した配分や地域互助会の効果的な実施に努めてまいります。さらに、米の増産への対応を目指し、水稻の作付面積の拡大を促進する取組を検討していきたいと考えております。

次に、令和7年産米のふるさと納税返礼品としての取扱いにつきましては、町において寄附申込みの見込みを立てた上で事前に米を購入することは、仮に見込みどおりの申込みがなかった場合、町が米の在庫を抱えることとなるため、現時点では困難であると考えております。しかしながら、例年、米の集荷業者の皆様には舟形町産米の確保及び納品についてご協力をお願いしているところであり、安定的な供給体制の構築に努めております。

また、近年、ふるさと納税における米の返礼品は、全国的に先行予約の動きが活発化しており、特別栽培米やブランド米への関心が高まっている状況にあると考えております。こうした傾向を踏まえ、当町におきましても、作付面積が最も多い品種「はえぬき」について先行予約の受付を開始することといたしました。

今後も、地域の特色を生かした高品質な米の提供に努めるとともに、引き続き舟形町を応援していただけよう、ふるさと納税事業に積極的に取り組んでまいります。

次に、「夫婦川の水害対策は」についてのご質問にお答えします。

夫婦川の水害とありますが、これは豪雨等により夫婦川からあふれた水が寺下地区へ流れ込み、住宅の浸水被害を引き起こすことについての指摘だと思いますが、寺下地区の浸水対策については、①最上小国川からの流入の防止、②夫婦川の越水の防止、③山地排水を受ける大堰の越水の防止の3点を重点として進めているところであります。

1点目の最上小国川からの流入の防止については、堤防の造成と排水ポンプの整備を令和4年度から令和5年度にかけて実施しております。

3点目の大堰の越流の防止については、令和8年度の事業実施に向けて、現在、国庫補助事業の採択に係る手続を進めているところであります。

ご質問の夫婦側の対策については、排水ポンプにより越流を防止し、加えて安全に排水作業ができるよう、県道脇に作業スペース等を設置することを考えており、現在、実施に向けて作業を進めているところであります。

5番 それでは、私から何点か再質問させていただきます。

作物の支援制度に係る制度設計だと水張り5年ルールなんですけれども、今年度、裏ノ山で畑地化に向けて手を挙げて、ソバ栽培をやっておるわけですけれども、これに対しては水張り5年ルールは適用にならならないで、今後安心して農作物の作付ができるのか、その辺についてお聞かせください。

町長 畑地化事業に取り組んでおりますので、水張り5年ルールは適用しないものと思っております。

さらに付け加えて農業振興課長より答弁をさせていただきます。

農業振興課長 裏ノ山地区で畑地化に取り組んでいる農地について、これから対象になるかという件についてですが、町長の答弁にもありましたけれども、連作障害を回避する取組を令和7年度、令和8年度で実施すればという条件つきでございます。

5番 連作障害を回避するための対策とありますけれども、一体どのような対策なのかお聞かせください。

町長 その点については、農業振興課長より答弁をさせていただきます。

農業振興課長 農林水産省のチラシを今年の春にお渡ししているんですが、その内容ですと土壤改良とかに取り組むこととされておりまして、特にソバについては簡単にというか、簡易的に施肥をするだけでもよろしいという判断になっております。肥料をすればいいということです。

5番 分かりました。土壤改良とか暗渠整備とかやれば大丈夫だという認識だと思います。

次に、令和9年度以降、補助額が減額されるかもしれないという答弁がありましたけれども、これはまだ農林水産省からデータとか全然ないわけでしょうから、今ここでお聞きしても答えようがないと思いますので、それは結構です。

次に、米についてなんですけれども、令和8年度以降、大幅な増加が予想、答弁書にありますけれども、増加の予定だということですけれども、人口減少、農業人口の減少、また高齢化も含めて、舟形町も同じだと思うんですが、他の地区から見ても、それもクリアして増産の方向性にかじを切れるのか、間違いなく切れるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

町長 前段の単価の関係については、5年水張りルールも農水省自体でそれをどうこうというのではなくて、先ほど言った舟和会の監査法人と同じように、財務省から農業関係の補助金等の適正化という意味合いの中で、水田に戻せないものについてはという縛りが1つあるとこ

ろでの5年水張りルールというものが出てきたと。今度はそれがなくなったということなんですが、財務省の基本的な考え方として総額を適正にするという思惑がございますので、単価については農水省と恐らく財務省で来年度の概算要求の中で様々やり取りがこれから相当行われるだろうと思います。その中で単価が決まってくると思います。

後段の増産に舟形町は向かえるのかどうかということについては、向かう方向では考えていますが、具体的にどれだけの増産に向かうかというのは、例えば面積と収量等の目安が示されておりませんので、こちらとしても、今、圃場整備も入っている中で、可能なところと可能でない部分があるかと思いますが、できる限り、圃場整備等を進めている結果を出しながら、集約というところで農業従事者の高齢化の部分を補いながら、さらに増産にかじを切つていければ、また中小の農家の高齢者の方々等についても町単独の機械購入の補助であったりとか様々支援をしておりますので、そういった中で少しでも増産の方向に向かっていけるように努力をしてまいりたいと思います。

5番 ありがとうございます。

町長が言うとおり、これを回避するためには圃場整備が一番だと思います。集約化するためには、小さな田んぼで少ない人数でやるのは限りがあるわけですから、そこは圃場整備にかじを切つて、もっともっとスピードアップして、紫山までやっていただいておりますけれども、今後の圃場整備のスピードアップもこれから図っていくという考え方でよろしいでしょうか。

町長 現在4地区が動いておりますが、その後についてはいろいろ構想はあるようでございますけれども、地域の方々が担い手となっている農家を中心として圃場整備を進めなければいけませんので、こちらとしても、行政側としてもいろいろアピールをしながら進めていきたいと思いますが、結果として、その地域のリーダーとなる担い手農家、そういったものを育てていきながら進めていかなければいけないと思います。

今まで、できるだけ条件のいいところとかそういった形で進んできました。今後は、課題であります長沢とか堀内とかそういったところが残されておりますので、進捗のスピードというものは決して早いものにはならないのではないかと思いながら、それでもできるだけ将来に水田を残しながら水田農業を確実につないでいくために、町としましても圃場整備を進めていくという方針には変わりはございません。

5番 圃場整備をしながら、私も周りの農家の年齢構成とか見ていますと、若者が農業に従事する魅力があるのかなと考えたときに、若者そのものがいないわけですよ、舟形町には。その中で農業に従事していただくには、今ようやく米の値段も上がってき、世の中では高過ぎるとかなんとか、確かにとんでもない金額をつけているところもありますけれども、基本的にはこれを維持して国民にお米を届けるというのが一番の目的であって、生産しても生活で

きないような単価では駄目だと私は考えておるわけです。今の米価高騰、5キロで7,800円とか8,800円なんていも出ていますけれども、これはちょっと高過ぎると思うんですけれども、適正価格というのは絶対あると思うので、そこに向けて、生産者が生活できるような農業政策に町がかじを切っていただきたいという思いでありますけれども、その辺について町長の考えを。

町長 全くそのとおりだと思います。舟形町としましても、若い農業者を支援していこうということで、今年度、機構改革して新規就農・女性活躍推進室をつくりましたし、町外、それから専門職大学の卒業生を目標にして舟形町で新規就農していただく、そういう農業者を増やしていこうと今のところは考えているところです。

実際に、昨日ですけれども、認定農業者の認定書の交付式がございまして、富田でも若い方に認定書を交付されましたけれども、その方も言っていましたが、お父さんがやっていて、自分は別の作物をやっていたんですが、今回水稻の部分が増えたというところで、これからしっかりとやっていかなければいけないというところで、米の値段が上がったからといって、うちの土屋相談員から「レクサスなんか買うなよ」と、「しっかりと来年度以降の設備投資とか、米価が下がるんだから、そういうものに取つておけよ」という指導もありました。若い農業者等については経営感覚を持っていただきながら、米価が下がることも当然あるということを認識しながら、次の米作りができるようにしっかりと経営観念を持ってやっていただきたいという指導もしておったようでございますので、そういう意味でも若い世代をしっかりと育てていきながら次世代に舟形町の農業をつないでいきたいと思っているところでございます。

5番 大変楽しいお話をありがとうございます。レクサスなんか買えれば最高なんでしょうねども、なかなかそうもいかないと思います。

自由経済なので上がったり下がったりは当然出てくる世の中なので、そこで生活できるような、販売も自分で考えていけば、若者は我々の年代と全然違うわけで、スマホだって簡単に使いこなす、私はまだそんな年じゃないのであれなんですけれども。若者の考えていること、これからそういうものに対して後押しをしていくような町になっていかなければならぬのではないかという思いでおります。

そんな中で、今年はとんでもない日照り続きで水がない、昨年は豪雨で水路が陥没して水がない。水がなければ米ができないのかなと思ったら、政府で、農林水産大臣も含めてなんですけれども、乾田直播という水を使わない米作りに対して国が支援するという報道もありますけれども、いつまた今年みたいな日照が来年は続かないという保証はない、1回なっているわけでありますので、乾田直播に舟形町の農家で手を挙げている方がいらっしゃるのか、その辺、分かれば教えてください。

町長 その点については、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 まず初めに、乾田直播というのは、播種というか、普通は田植機で定植していくわけですけれども、それではなくて、乾いた田んぼに特別な播種機で直まきをしていくというやり方でございまして、苗づくりであったり耕起とか代かき、その作業を省力化するというものでございまして、実際の夏場においては乾田直播した後に水を張りますので、夏の水不足にはあまり効果はないんですけれども、春作業は様々押し迫ってきて、とても手が回らないということがよくあるようでございます。それを回避するために乾田直播を研究している方はいるんですけども、まだ導入するという決断に至っている経営体はございません。

5番 舟形はまだ出でていないという認識なんでしょうか。分かりました。でも、国はそっちのほうに向かっていくのかなと、補助金をつけるということはそこに国が誘導していく考え方のかなという思いであります。

乾田直播といつても昔のおかぼなんでしょうけれども、今は技術が進歩していて、何かビールの酵母菌を田んぼにまぶして植えつけるというか、機械で置いていくだけなんですけれども、それでかなり収益が、収益はそんなに上がらないけれども、労力が軽減されて生産コストが下がるという報道もありますけれども、まだやっているわけじゃないので分からぬかもしれません。労力が下がるというのは、苗を作ることもないし、田植することもないし、この辺の労力はかなり軽減されるのかなという思いがありますけれども、その辺の情報がもし町にあればお聞かせください。

町長 その点についても、農業振興課長より答弁をさせていただきます。

農業振興課長 私の説明が先ほど悪かったかもしれません、乾田直播というのは陸稻のようなものではございませんで、春先の作業だけ、乾田に直播というか、直まきするというものでございます。その後は芽が出てきたら同じように水を張って管理いたしますので、簡単に言いますと春作業だけすごく省力化になるというものでございます。あとは普通に水を張って管理をして稻刈りをしてというのは同じでございます。

5番 ありがとうございます。水はやはり必要だということですね、分かりました。

そのことについては、今後、労力、間違いなく人はいないわけです。減っていくわけです、農家が。集約化して労力を軽減して農作業を継続していかなければ、なかなか持ちこたえられないのかなという思いでおりますので、その辺、もしそういう動きが出てきたら町としても投資をしていただきたいと思います。

それでは、次にふるさと納税ですが、町が米を抱えるリスクがある、これは分かります。それを私は求めておりません。ただ、町長が前に言いましたけれども、地産地消というか、どこからお米を持ってきて販売するのはできないんだよと。それは全く私も同感であります。そのような中、ふるさと納税で米が今年度はかなり、舟形だけでなく、全国的に伸びてき

ていると思うんですけれども、その辺に対応できるだけのあれが舟形町にあるということでおろしいでしょうか。

町長 どれだけ伸びるかという問題もございますが、できるだけ対応したいと思いますが、詳細等、もしあれば、ふるさと応援推進室長に答弁をさせていただきたいと思います。

ふるさと応援推進室長 ただいまの件に関しまして、令和7年産米を十分に確保できるのかというところでございますけれども、令和6年産米につきましても、前に申したことがありますけれども、1週間当たり何キロまでという上限を設定させていただきながら、納品いただけた分を返礼品として提供させていただいているという状況でございます。

ちなみに、令和6年度に寄附を頂いて出荷した「はえぬき」の数量といたしまして、精米ですけれども、約5,600俵分という状況にございます。例年、大体5,000俵から7,000俵ぐらいの出荷というか、返礼品として使われている近年の状況かなと思いますので、令和7年産米につきましても集荷業者さんにできるだけ舟形町産米を確保していただけるようにお願いしていきたいと思っております。

5番 ありがとうございます。頑張っていただきて、町の本当に貴重な財源だと思っておりますので、そこは目いっぱい頑張っていただきて、まだまだ、私の勝手な思い込みなんですけれども、まだ増えてくると思います。世の中の情勢を見ていますと、米が高くてあれだからふるさと納税という方向に国民の皆さんがかじを切っているような感じもしますので、その辺を踏まえて頑張っていただきたいと思います。

その中で、当町では「はえぬき」が先行予約ということで、「はえぬき」を推奨しておりますけれども、先ほどの一般質問で町長が言ったとおり、「はえぬき」は概算でJAおいしいもがみでは2万9,000円、昨年度は当初1万7,000円だったのかな、それがだんだん上がって2万4,000円まで行ったんですけども、当初で1万7,000円が2万9,000円ということは1万2,000円違うわけですよね。この影響というのは、ふるさと納税に対して影響はどの程度あるのか、分かればお願ひします。

町長 当然仕入値が高くなるということになりますので、そうした場合、返礼品については3割、事務手数料等を含めて5割以内に収めなさいという総務省のルールがございますので、例でありますので確かではないんですが、例えば昨年は10万円で10キロ送れたものが今年は米の仕入値が上がっているので6キロしか送れませんという状況になりますので、そうした場合にどれだけのメリットがあるかと。同じように、例えば「はえぬき」であったり「つや姫」であったりとか、県内の市町村でも返礼する値段が違うもんですから、そこで競争は出てくると思いますので、その影響が具体的にどれだけあるかということは現在の段階では申し上げることはできないという状況です。

5番 現在進行形なので、無理だと思いますけれども、その辺も含めて頑張っていただきたいな

という思いでおります。

次に、夫婦川について質問させていただきます。

夫婦川の水害対策はということで質問しておりますけれども、令和6年度の豪雨で、昨年度ですけれども、あそこはポンプで飲めなくて、夫婦川からどんどん流出してきたわけですけれども、夫婦川に何かポンプを置いて、小国川に排出すると思うんですけれども、県道56号線を横断してポンプで排出するということなんでしょうか。

町長 小国議員が言わされたとおりの考え方です。

例えば、戸沢の蔵岡もそうなんですが、排水機場がございまして、排水機場で足りなかつた場合については国道を横断して行っているという状況です。そういう形を連想していただければと思います。戸沢の蔵岡と同じように兼用道路でございますので、あそこの道路の下に穴を入れるとかそういうことができませんので、上を通すのも非現実的でございますので、県にも一部話をしているんですが、緊急事態でありますので、ホースを横断させていただいて、前後を消防のホースで保護するような、ああいう仕組みのものを町で用意して何本か通していくということで今のところは考えておりますが、現在、コンサルさんも災害復旧工事で忙しくて手が回らないという状況でありますので、具体的なところはないんですが、一応今のところ最上総合支庁とお話しさせていただいているのはそういう形で、しかも電源車が必要であったりとか、ポンプを荷下ろしするためのスペースといいますか、作業スペースが必要になりますので、堤内地に、要は河川の反対側に作業スペースをつけさせていただいて、そこからポンプアップできるような仕組みを町としては考えているんですが、まだ具体的なところは、コンサルさんが決まってないという状況もございまして、今のところお示しすることはできませんけれども、イメージ的にはそんな感じで今のところ考えているところでございます。

5番 ありがとうございます。いつまた昨年度のような豪雨が来ないとも言えないわけですから、備えあればなんとやらで、やっていただきたいと思いますけれども、私、町長に提案したいことがあります。

裏ノ山の揚水機場、あそこの組合長、この間、総会に出席させていただいて、そのときに組合長に、あの揚水機場をどうするんだと聞いたら、町長に買ってくれとお願いして断られたと、町と裏ノ山の組合の2つで管理するという案が町長からご発言があったということを聞いたんですけども、間違いないでしょうか。

町長 そのように言ったかどうかはちょっと記憶がないんですが、いずれにしてもポンプアップをする際に、裏ノ山揚水機場はもう使わない施設であって、ポンプアップには逆に邪魔な施設でありますので、そういう意味と、水害で使えなくなったという原因も一つございますので、そういうところを勘案しながら裏ノ山の組合長さんとお話しさせていただいて、取

り壊す方向が一番簡単なのかなということで考えているところでございました。

5番 あそこは、昔、一千何百万円、昔といつても私が小学校の低学年の時代ですから、あそこができたのは、そのときの1,300万円とかという話、結構高額だと思います。あれを無償譲渡していただいて、町でのポンプを活用して、あれから小国川に排出するという考えが私の中にあるんですけれども、そういうものを検討していただけないかなという思いでおります。その辺についてどうでしょうか。

町長 発想的には大変すばらしいかと思いますが、排水管をどうやって出すかというところがあると思います。裏ノ山に送水管が向かっているもんですから、それを変えて反対側の川に出すためには相当のものがありますし、またポンプ場はモーター全てが水没して駄目だというところで裏ノ山の方々は畠地化に取り組んでいるわけでございますので、あれが使えるのであればそれも考えられるかもしれません、あれを全部直すとすると何千万円という金額になります。それを直してポンプアップすることについてはちょっと現実的ではないかなと思いますので、まずはいろいろな方向で考えながらやっていきたいと思いますが、せっかく小国議員から提案をいただいたので、全くゼロではなく、そのことも考えながらやらせていただければと思います。

5番 ぜひ町民の安心安全のために検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひして、私の一般質問を終わります。

議長 以上をもって、小国浩文議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後2時30分まで休憩といたします。

午後2時19分 休憩

午後2時30分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。

2番叶内昌樹議員。

2番 それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をしたいと思います。

3点について質問いたします。

1つ目といたしまして、縄文の女神ミュージアムの進捗状況は。

6月定例会での一般質問の答弁で「縄文の女神ミュージアム」建築事業の取組についての話がありました。町では第3期舟形町総合戦略の後期短期アクションプラン基本目標2の教育・文化において、縄文の女神の活用として主な事業・取組の中の建設事業で取り上げていますが、現在は西ノ前遺跡公園「女神の郷」が跡地利用で整備されており、国宝「縄文の女神」の実物は山形県立博物館の国宝展示室に常時展示されています。舟形町歴史民俗資料館

には「縄文の女神」のレプリカが常時展示され、町の古文書や民具、民俗資料なども保存、展示されています。

今後は、縄文の女神の広域活用を中心として環境整備される予定で、ミュージアムの計画もその一環かと思いますが、現段階での計画の進捗状況はどうなっているのか、町長に伺います。

2点目でございます。通学バスの体制は万全か。

舟形町の通学バスは、保育園・小中学校のほかに、新たに大学生の送迎バスを運行していますが、運転手のシフト体制は、退職者が出たり離職者が出た場合の対応はどのように行われているのか町長に伺います。

3点目でございます。コインランドリーの詳細は。

今まで町民の女性や議員の意見としてコインランドリーの設置要望がありました。ようやくコインランドリーの整備が決まったと聞いていますが、様々なタイプのランドリースタイルがあると思われますが、町が進めるコインランドリーシステムの整備計画の詳細について、町長に伺います。

以上でございます。

町長 それでは、2番叶内昌樹議員の「縄文の女神ミュージアムの進捗状況は」についてのご質問にお答えします。

町では、西ノ前遺跡より出土した国宝土偶「縄文の女神」が、ふるさとである舟形町に帰つてくることができるよう、多角的な検討を図るため、令和3年度に町プロジェクトチームを組織しました。令和4年度には、女神を町内に迎え、展示・収蔵するための施設、「縄文の女神ミュージアム（仮称）」の整備等について、基本的な構想を取りまとめました。

具体的な内容は、「縄文の女神ミュージアム」整備に向けて、目的を踏まえた施設の機能を明らかにしたものであります。テーマを「集まりつながる博物館」とし、国宝土偶「縄文の女神」の展示・収蔵スペースの設置、最新のデジタル技術を用いた文化財の展示や体験型演出の導入、またカフェや特産品販売、観光情報等PRスペース等の設置、住民が気軽に繰り返し利用できるような複合施設化を図るなどの構想を盛り込んだものとなっております。

そして、令和5年12月に山形県知事へ国宝土偶「縄文の女神」の舟形町への帰還に関する要望を行い、当町の考えをしっかりと伝えたところであります。

今年度においても、町プロジェクトチームにより、計画の磨き上げや「縄文の女神ミュージアム」整備に係る補助制度も含め、博物館関連施設制度の研修など、建設に向けて準備を進めてまいります。

次に、「通学バスの体制は万全か」についてのご質問にお答えいたします。

今年度、町立学校及び保育園の児童生徒通学に係るスクールバスは10台で運行しており、3

月に9名の個人と「運転業務委託契約」を締結し、4月からスクールバス運転業務を依頼しているところであります。

契約期間は毎年度4月から3月までの1年間としているため、毎年、前年度1月頃に町広報紙でスクールバス運転手を募集し、面接を経て運転業務委託者を決定しております。あわせて、運転手の都合により運行できない場合もございますので、その場合の代替運転手として今年度は4名の方と「臨時運転業務委託契約」を締結しているところであります。

運転手のシフト体制につきましては、1年間の運行経路は原則として同じ経路を依頼しております、登校時は7時20分から8時40分の間、下校時は特別な場合に適用される日課時程を除き、通常は保育園の場合は15時30分から16時40分の間、小学校の場合は14時50分から17時の間の2便、中学校の場合は、部活動の有無にもよりますが、14時40分から18時の間が拘束時間となっております。

契約期間中に契約の解除があった場合につきましては、「臨時運転業務委託契約」を締結している運転手に依頼したり、再募集をかけたりするなどの対応を検討することとしております。

また、各年度当初と冬期間前には運転手全員を招集し、事務局との打合せ会を開催しております。運転業務の確認とともに、安全面の配慮や緊急時の連絡体制等について共有することで、円滑な通学バスの運行が実現しております。

以上のとおり、通学に係るスクールバスの運行体制については最善を尽くしているところであります。

最後に、「コインランドリーの詳細は」についてのご質問にお答えします。

ご質問のコインランドリーについては、6月定例会でもお答えしたように、町としては、令和5年に東北農林専門職大学生等向けアパートの運営等に関する連携協定を締結した株式会社クリエイト礼文に対しコインランドリーの誘致を要望しており、現在は民間事業者等において検討中であることから、コインランドリーの整備については決定したという認識ではありません。

また、ご質問にはコインランドリーシステムの整備計画とありますが、本事業の主体は民間事業者等となることから、町による整備計画は策定しておりませんので、コインランドリー システムの整備計画の詳細についてというご質問にはお答えいたしかねます。

町としては、引き続き株式会社クリエイト礼文に対しコインランドリーの整備を要望しております。

2番 ありがとうございます。

幾つか再質問させていただきます。

まず初めにですけれども、縄文の女神ミュージアムの建設事業に対してですけれども、今現

在、山形県に実物が展示されていますけれども、山形県立博物館は老朽化が進み、移転整備に向けた検討が進み、2025年中に基本構想を策定するとしていて、昨日、おとといかな、9月1日の発表では、第4回山形県新博物館基本構想検討委員会が来週の月曜日、9月8日に開催予定となっております。有識者を交えて標記委員会を開催するようですが、博物館代表の意見として、県内では米沢上杉博物館のみが認定を得ている公開承認施設の認定を受けたほうがいいと、多くの意見があつたようです。

県に対して帰還の要望を提出しているようですが、そのときは吉村知事ではなく、担当者に渡したようなんすけれども、その後どのような返答があつたのか、分かれば教えてください。

町長 担当者ではなく、平山副知事に要望書と私どものミュージアム構想についてのビデオといいますか、3Dのものを見せております。本気だというところをしっかりと伝えてきております。

今言わされたとおり、県は、山形県立博物館がある霞城公園については、霞城公園そのものが史跡であるために、博物館の老朽化も相まって移転計画があるもんですから、なかなかはつきりと申すことはできないというところなんですが、どこに移転するかとかというところがあるのかもしれません、まずは町として、町で出土した縄文の女神を舟形町に返していただきたいというお願いをしたところですが、それらの返答についてはまだ回答するところまでは来ていないという状況でございます。引き続き返していただくよう要望してまいりたいと思います。

2番 引き続きではありますけれども、来週は新しい基本構想に向けての話合いが進むようございます。やはりスピード感を持っていかなければいけないのかなと。県は新博物館の目玉の一つとして国宝の縄文の女神を考えていくのかなと想像してしまうんですけども、知事さんは本当はその場にあつたほうがいいという意見もあります。

したがって、町で進める上で、まず一つは国宝の縄文の女神を県から引き離すという行程が最初かなと思います。舟形町でどのようなスピードで持っていくか分かりませんけれども、今現段階で進んでないんですけども、北のゲートウェイと道の駅構想等もあります。いろいろな観点からプロジェクトチームの中で提案されているものは、舟形の縄文ミュージアム一本化なのか、それともほかに幾つか想定されるものがあるのか、その点があれば教えてください。

町長 道の駅という話もございますが、そこではなくて、縄文のミュージアム一本化でございます。

2番 一本化ということで、6月定例会の後半の答弁で温泉下の多目的グラウンドを想定しているという話でしたけれども、構想はその場所という認識でよろしいでしょうか。

町長 まだ決定しているところではございませんが、町の施設、若あゆ温泉、県民ゴルフ場、マッショルームスタンド等ございますし、美食の丘というところでの一体の整備ということがございますので、場所的にはあそこがいいのかなと思っているところでございます。

2番 目的としては総合施設的なものを考えているようでございますけれども、温泉にも観光というか、お土産屋さんとかあります。イメージするに温泉とミュージアムが直結するのかなという思いですけれども、複合施設的なものか、単体なのか、それとも温泉場との直結も考えているのか、その点、分かる範囲で教えてください。

町長 まだ詳細に詰めているわけではございませんので何とも申し上げられませんが、今のところ、連結ということではなくて、それぞれ県民ゴルフ場、若あゆ温泉、コテージ、マッショルームスタンド等というところでの一体の施設という形になるかなと思っているところでございます。

2番 案でございますけれども、そのような場所に複合施設的なものがあった場合に、一つ構造的に必要なのかなと思うのは、県民ゴルフ場と温泉をつなぐルートとか、道のつなぎがしっかりしないと、何かあちこちに入って出ていってとなるので、可能であれば一体化を目指した構想に向けて努力していただきたいと思いますけれども、県民ゴルフ場と温泉のルートをつなぐことも一つの温泉利用の目的になるかなと思いますので、縄文ミュージアムの予定的なものを考えたときに、総合施設であれば施設内でも移動できるような構想がいいのかなと思いますけれども、構想なので、答えは出ないと思いますけれども、そのような検討もよろしくお願いします。

町長 せっかくご意見をいただいたので、検討してまいりたいと思います。

2番 早めに縄文の女神を帰還させるような対策をしないと県の持ち物になってしまうかと思いますので、強い要望を再度県に要請しまして、なるだけ早く帰還できるように努力してもらいたいと思います。

この点については以上で終わりたいと思います。

続きまして、通学バスの体制は万全かについてでございますけれども、毎年募集をかけているということで、何か来年度に退職者が出るということで、今回4名が決まったということで、その点は安心していいのかなと思いますけれども、今年度4名の臨時運転業務委託契約というのは、参考までに、通常ではなく、何かあった場合の補填的にするような委託なのか、その点を教えてください。

町長 その点については、教育課長より答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 ただいまの町有バス臨時運転業務委託の方の活用というか、依頼するときの場面というか、そちらについてご説明を申し上げます。

基本的には町有バス運転業務を委託されている方々に通常運行していただくこととしており

ますけれども、やむを得ない事情で運行できないときもあります。その場合に臨時運転手の方に、業務委託している方が臨時運転手に直接依頼をするという形で契約を結んでいる状況でございます。

以上です。

2番 今年度は4名で、前年度が何名か分からんんですねけれども、スクールバス運行の状況の中で、先日あたり、堀内が通行止めになってバスが通れないとなった場合に、どういうバスの運行になったのか、その点をお聞かせください。

町長 その点については、教育課長より答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 ただいま堀内橋の通行規制がかかった今現状の対応について、(発言あり) その日ですか。7月上旬に通行止めになった際の運行対応についてでよろしいでしょうか。

そのときは、堀内地区の児童生徒については、登下校ともに大石田、尾花沢回りで運行して対応いたしました。保育所については、対応できないということで、保護者の方に送迎の依頼をしたというところで、運転手を増やしたりせずに、大石田、尾花沢回りで運行経路を変えて対応はできたところでございます。

以上です。

2番 そういう緊急の場合等もあります。あとはこのほかにも部活動というか、大会等とかにも利用したりすると思いますけれども、運転手になっている方は兼業または仕事をお持ちの方もいらっしゃると思いますけれども、そのシフト体制自体というのはみんなで共有しながら振り分けて、仕事というか、農家さんだったりとかいろいろあると思いますけれども、話し合いの中で大体月ごととかシフト体制を組むのか、その点を教えてください。

町長 その点につきましても、教育課長より答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 土日・休日のスクールバス運行の対応についてでございますけれども、土日の学校での部活動に係る登下校のバス運行については、月初めに事前にシフトを組んでおります。さらに、遠征とか大会とかの場合については、そのほかの空いている運転手に依頼をするというところで運行は対応できているところでございます。

以上です。

2番 いろいろな観点から対応しているようございますけれども、この答弁書にはないんですけれども、大学生の送迎の運転手の方は、条例的なものが違うと思いますけれども、臨時運転業務委託契約をする際に大学生の運転手とかも対象になれるのかお伺いします。

町長 その点についても、教育課長より答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 臨時運転手の登録の考え方なんですねけれども、現在、スクールバスの町有バス運転業務委託と東北農林専門職大学の学生の送迎の運転業務委託の2本ございますけれども、どちらも拘束時間がございまして、それ以外であれば臨時運転業務として委託は締結できると考

えてございます。

以上です。

2番 大学生と高・小・中の送迎時間的なものがずれるのかなと思って、臨時的に対応するときに大学生の運転手をそこで活用できれば穴埋めになるかなと思ったので、条例が違ってできないのであればなんですかけれども、もし臨時的な対応の場合に大学生の運転手が町のバスの送迎もできればいいのかなと思ったので、その点は可能なのか教えてください。

町長 その点についても、教育課長より答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 それでは、現在、東北農林専門職大学の学生の送迎で業務委託されている運転手さんには、実際に臨時の業務委託でカバーしていただいております。

以上です。

2番 あれば全然問題ないんですけども、いざとなったときに、必要なときに、臨時でもバスの運転手がいなくなるというのはあれなんで、多方面からバックアップできる体制であればよかったです。

この質問に対してはこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、コインランドリーの詳細はという質問でありますけれども、私の勘違いもありまして、決定したのかなと、勘違いだったんですけれども。

前向きにクリエイト礼文さんに依頼をしているということでありますけれども、クリエイト礼文さんにお願いしたほかに、例えば町で公募的な形で、こういうものをしたいんだよという形でコインランドリーを起業する方を公募して、もしいた場合にクリエイト礼文さんの内容と見比べるような体制があればいいのかなと。利用者側の使うものなので、一本にしてしまうのもどうなのかなと思って、ここではシステムという書き方をしましたけれども、いろいろなものがあると思いますので、これを一本化してしまうのか、それともある程度、二、三件、もし出た場合にそこから選べるようにできないのかなと思って、その考え方を今しているのかお伺いします。

町長 この件については、第3町内会のピアガーデンでちょっと私の夢みたいなものを叶内議員にお話ししてしまったために、大変申し訳ないなと思っておりますが、私の夢については議会での公の場でつまびらかにする計画とはちょっと違うもんですから、その点についてご了承いただければと思います。

また、クリエイト礼文さんについては、一応こんな案で考えているということについてはご提案いただいたんですが、まだはつきりとしたことはないようでございますので、引き続きクリエイト礼文さんと、民間の方々で私もやりたいという人が出してくれれば、それはそれでいいかと思うんですが、取りあえず今のところは、町はそこに関与しておりませんので、クリエイトレモンさんのプランが出てきたら、町はそれが適正かどうかというか、それに合致す

るものかどうかを判断しながら進めていきたいと思います。

2番 クリエイト札文さんに対しての要望でありますけれども、新規事業でありますので、起業補助金等とかあるのかなと思っております。町補助金事業のチラシや制度のパンフレット等を事業者に向けて配付して、民間企業を公募していくのも一つかなと思います。

クリエイト札文さんの提案も、答えがどうなるか分からないですけれども、これは民間業者なので、言っても返答は来ないと思いますけれども、コインランドリーにてもいろいろなシステムのものがあります。まず参考までにということで、コインランドリーというのは洗濯・乾燥機が一体型のやつと洗濯機と乾燥機が分かれているものがあります。そのほかにズックを洗ったりするものもあります。こういったものは普通だったら商業施設の近くに大体あって、時間潰しの間に洗濯するとか、大体商業施設の中にあるのかなと認識しておりますけれども、大体1時間前後、洗濯にかかりますので、その待ち時間的なものを考えると、アプリを利用して、待ち時間というか、利用時間が分かるようなアプリ等も出ているようでございます。行って使えないというものではなくて、事前にアプリで、今空いているから行くとかというものもあればいいのかなと思いますので、参考までに、これは業者の仕事なので、そういうものがあったら利用者にとって、できるだけ時間短縮が求められるのかなと思いますので、参考までに、そういうものがあるんだよという思いでお願いしたいと思います。

あとは公募について、今後検討するのか、その点だけ一つお願いします。

町長 公募は多分しないかと思います。ある程度民間の方がやりたいという意思表示をして進めているようでございますので、ご指摘のとおり、いろいろなサービス面のことについて、そういうことがあればいいよというところで要望があった旨についてはクリエイト札文さんにお伝えをおきたいと思います。

2番 結構、利用者というか、待ち望んでいる町民の方も結構いらっしゃると思いますので、なるだけ早くそういうのが実現できればいいのかなと思います。

町長との会話の中にありましたけれども、新しいものに対しては、しっかりした、町民に利用しやすいものが理想かなと思いますので、その点も考慮した上でご検討いただきたいと思います。

3点ありましたけれども、私の質問は以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上をもって、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、4番伊藤欽一議員。

4番 本日最後の質問者となります。皆様、大変お疲れのところだと思いますけれども、最後でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私から通告をしております「インフラ整備は計画的に」ということで質問をさせ

ていただきます。

インフラ整備は、交通インフラや情報インフラ、上下水道インフラ、公共施設インフラ等、多岐に分類されております。今定例会で質問するのは、舟形町の上下水道インフラについてですが、特に上水道本管修繕の対策を質問いたします。

町道内山長尾線で陸羽東線長尾踏切から長尾町内方面への約500メートル間で、水道本管を修繕して舗装復旧した痕跡が30か所以上確認できます。本管からの漏水箇所を1か月で複数回修繕したこと也有ったと記憶しております。特に平成30年の豪雨災害以降に漏水箇所が多くなったように思っております。

令和元年から各年度ごとの修繕回数と、1か月で2回以上修繕した月は何回あったのか。

令和元年から令和7年8月末までの修繕に要した金額の総額は幾らか。

また、このように水道本管の修繕が多数回実施された路線はあるのか。

上水道は生活に直結した重要な施設です。これほどの修繕回数があるなら計画的に本管の入替えを考えるべきと思います。住民生活の安全安心を担保するためにも早急に計画して実施すべきと思うが、町長の考えを伺います。

今後、上下水道のメンテナンスについての考え方や計画などがあれば伺います。

よろしくお願いします。

町長 それでは、4番伊藤欽一議員の「インフラ整備は計画的に」についてのご質問にお答えします。

町道内山長尾線の長尾踏切から長尾町内方面の区間における修繕回数についてですが、令和元年度2件、令和2年度1件、令和3年度2件、令和4年度10件、令和5年度12件、令和6年度13件、令和7年度は8月末までで8件となっております。

1か月に2回以上修繕した月は、令和4年度3回、令和5年度2回、令和6年度4回、令和7年度3回であります。

令和元年度から令和7年8月末までの修繕に要した経費は3,969万6,575円で、水道管の修繕が多数回実施された路線は内山長尾線のみであります。

漏水の原因としては、平成30年度以降の災害復旧工事等により重車両が通行した際の振動等が影響しているものと推測しております。

本区間については、塩化ビニール管から、耐衝撃強度が高く、地震にも強い高性能高密度ポリエチレン管に入れ替える工事を今年度から計画しており、令和9年度の完成を予定しております。

水道施設の更新計画につきましては、令和8年から10年間を計画期間として、長期的な更新需要や財政見通しを立てるアセットマネジメント計画を現在策定中であります。

ただし、水道会計においては経営状況が厳しく、老朽化した管を計画的に更新していくには

長い期間を必要とするため、漏水状況を目安として、必要に応じて更新せざるを得ない状況であります。

4番 それでは、何点か再質問させていただきます。

まずは、町道内山長尾線に関して、ただいま答弁ございました。今年度から令和9年度までに高性能高密度ポリエチレン管に入替えする工事を予定しているということで、この件に関して工事をしていただけるということで、長尾町民を含めて私もよくあの路線を通りますけれども、工事するために片交をやったり非常に交通に支障があったところだったので、早急に計画を立てていただいたことに関しまして、町民の方も喜んでいるのかなと思っているところでございます。

私が質問しました約500メートル間ということで、長尾踏切から三光堰を横断して、町道を横断しているところぐらいまでだったんですけれども、幅長尾線まで行くと約1キロほどあるんですけれども、その箇所で53か所、53回あったということなんですけれども、この距離でこの回数というのもちょっと考えられない、異常とも捉えられるような回数なのかなということで、また修繕の金額も約4,000万円近くに上っております。この数字に関して、町長は直感としてどのような考えをお持ちですか。

町長 いろいろなことが想像されるんですが、この立場として申し上げるとまた問題があるかと思いますので、答弁で申し上げたとおり、平成30年度以降、重車両が多く通ったということについては事実だろうと思いますし、塩化ビニール管がよかつたのかどうか、水道管の材質も含めて反省すべきところは反省して、漏水等の問題が起きない材質の水道管にすべきだろうと考えているところでございます。

4番 大型ダンプ等が土砂の搬出等で回数歩いたということもあると思います。

なぜダンプが歩かなければならぬかといえば、一番問題は、災害があるたびに、皆さんご存じのように、上流のシノ沢から土砂が流出して町道と三光堰が閉塞しまして、その水が道路の地下に入ったということで、路床そのものが水で軟弱化しているのかなということも考えられると思います。そんなことで大型ダンプが歩くたびに管に圧力がかかる。特にカーブになっている管が多いように思っております。今後工事をするに当たっては、路床の改良等も含めて十分強度のある路床にして工事をやっていただければと思っているところでございます。

今後の水道施設の更新計画ということで、8年から10年間の計画期間ということでアセットマネジメント作成でありますけれども、これはどのような内容で、どの範囲をどの程度計画していくのかお伺いしたいと思います。

町長 水道管の関係につきましては、いろいろな問題があったということは間違いないかと思いますが、路床までどうかというところについては実際に掘ってみないと分からないところも

ありますし、今回の高密度ポリエチレン管にすることで、巻き立てとかしっかりやっていければ、その点についても防げる問題だと聞いておりますので、まずは今回の工事については路床までいじることはないというところでご確認いただければと思います。

それから、長寿命化の計画等がどのようなものかについては、地域整備課長から答弁をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 アセットマネジメント計画につきまして、どういう範囲ということなんですか
ども、水道施設、水道管、水源地、送水設備、浄化設備の全てにつきまして、老朽状況と修
繕状況などから判断して更新需要をまずは見極めた上で、どうすれば更新しつつ経営を圧迫
せずにというか、赤字にならない形で更新していく手法の計画になります。

以上です。

4番 アセットマネジメントということですけれども、これは損傷が深刻化するのを待つ対症療
法型の管理から損傷が軽微なうちに對応する予防保全型管理への転換ということであると思
います。財政が非常に、舟形町だけでなく、どこの自治体に関しても同じようなことだと
思いますけれども、財政負担の平準化、軽減を目指してのインフラアセットマネジメントだ
と思うんですけれども、そこら辺の考え方を再度お伺いしたいと思います。

町長 ちょっと話が長くなるかもしれません、今まで厚生労働省が水道事業を担当しておりま
したが、インフラという位置づけの中で防災上も必要だということで、国土交通省の水管理
局の部署に移行しました。国の方向性として、衛生上の問題という観点から生命というと
ころの防災上も必要だというところのインフラに位置づけされたものと認識しております。た
だ、補助事業の補助率については、従来の厚労省のときの3分の1というのが最高額であります。我々としては、国土交通省の所管になったので、従来の補助とかインフラを整備する
補助率2分の1まで上げてくださいという要望をしてきているところであります。この間行
ったときも水管理局長にはその旨お伝えしてきたところであります。

アセットマネジメント計画をつくっておかないと補助事業上でそれができなくなるというと
ころもありますので、まずそれをするというところが一つございます。そのために、順次計
画をつくりながら、例えば管の布設年度が古い順から更新していくこととか、水道施設の更
新を隨時行っていくことがあるんですが、そこには、先ほどから何回か別の件でも申
し上げているんですが、舟和会と監査法人があるように、国土交通省と財務省との関係がござ
いまして、そこに総務省も絡んでくるんですが、水道事業、下水道事業会計については公
営企業という位置づけで、都市部では供給して水道料金としてもらったお金で運営しなさい
という大原則があるので、そういうところでしっかり財政的にやっていきなさいよというと
ころなんです。

水道については、人口減少している過疎地域等については、管路の距離は決まっているのに

給水人口が減ってきてているという現実があります。要は水道料金が減ってきてているということです。

下水道に至っては、先日、総務省の室長にちょっと意見をさせていただいたんですが、集落排水とか公共下水道について、人口減少している中では100メートルに5件以上つながってないと収益的に厳しいと、だからそういうところについては合併浄化槽に戻せという話があります。それについては、いやいや、あなた方の経営的な観念からいえばそうですがと、私は昭和61年から集落排水事業を担当させていただいて、自ら浄化槽管理士と浄化槽管理技術者も持つて自分で管理しながら、生きたマンホールに入って汚泥ポンプの掃除もしてきたと、一生懸命かからないようにやってきていると、うちの町なんかは水道1人、下水道1人という職員体制で人件費もかけないように努力してきているんだと、そんな中で何ぼ努力しても人口減少という中では料金が上がらない、経営が成り立たないなら合併浄化槽に替えろというならば、全部一気に国の力で合併浄化槽に替えてくださいと、1人でも合併浄化槽が嫌だという人がいれば我々は処理場を維持していかなければいけないと、そもそもが国策として進めた事業であって、それを行なうが履行してきて、お金がないなら急にやめろと言われても、はしごを外されても我々はできないと、だから合併浄化槽にするのであれば、一斉に全町民が合併浄化槽にする補助金とか手立てを講じていただきたいというお話をさせていただいたところです。こういった問題等については、お金を出すところと事業化を担当する省庁の問題が必ず出てくるところであります。

そういう意味で、うちの水道会計についても、人口が減ってきてている中で厳しい財政状況でもしっかりと給水して、町民のために安全安心な水を届けなければいけないというところを進めていきたいという思いでございますので、できる限り有利な起債とか有利な補助金を使いながら、しかも2分の1まで補助率を上げていただくよう国交省にもお願いしながら進めていきたいと考えているところでございます。

4番 町長の思い、私も町長と一緒に下水道施設を工事した関係上、非常に理解するところはございます。

8月26日の山形新聞に「水道管の更新へ補助拡充」ということで、これは埼玉県の道路陥没事故を受けて、特に国交省でこういった事業をやったのかなと思います。これを町としても有効的に利用できないのかなと考えているところですけれども、この件に関してどういったお考えをお持ちか伺います。

町長 多分それは大規模な管渠の下水道管の話だと思っています。

水道管については、陥没というよりは、上に圧力がかかるので吹き出す形になるかと思いますので、残念ながらまだ水道管に対する支援の通知は来ておりませんので、水道管についてもできるだけ支援をしていただけるように、特に人口減少の激しい地方にとっては厳しい状

況でありますので、引き続き国、国会議員の先生方にお願いをしてまいりたいと思います。

4番 先ほど町長は水道会計の経営が厳しいということで、さっきも言いましたけれども、舟形町だけじゃなくて、よその自治体も同じような状況なのかなということで、工事をしたくてもできないというところがたくさんあるのかなと思っているところであります。しかしながら、経営が厳しいのはどこでも同じでありますけれども、今後人口が減少するというのが目に見えて進む中、経営がますます厳しくなるのではないかと予測するところでございます。

だからこそ計画的に更新とか、メンテナンスを計画的にしていくかないと、余計なところに経費がかかるというのは表現が悪いかもしれませんけれども、そんな形になるのかなということで、今後調査を十分にして、費用対効果もあると思いますけれども、優先順位等をしながらちゃんとした計画をつくっていかないと、財政的にますます厳しい中、それ以上に厳しくなるのかなということを考えているところでございます。

今後、マネジメント作成中でありますけれども、そういった調査等々に関しても十分にやってこれを作成するとは思いますけれども、そこら辺の考え方、どうなのかお伺いしたいと思います。

町長 その辺については、地域整備課長より答弁をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 アセットマネジメント計画につきましては、施設等の老朽状況等を十分鑑みながら計画を策定していくことで進めているところでです。

財政面の見通しを補足して申し上げれば、当然使用料、水道料が関係してくるところでもあります。水道料をどうすればよいかという点もアセットマネジメント計画の重要な点であるんですけども、そういう部分についても、更新する事業量というか、そういう部分と併せて検討していくことで今進めているところでございます。

以上です。

4番 それでは、最後になりますけれども、上下水道のメンテナンスについての考え方を聞いていますけれども、その答弁がなかったので、改めて、今後の上下水道、上水だけでなく、下水道に関してもですけれども、メンテナンスについての考え方、これに関して計画等々あれば併せて伺いたいと思います。

町長 下水道は下水道のほうで持っているようでございますので、下水道等の計画等についても地域整備課長より答弁をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 下水道につきましては、ストックマネジメント計画を平成29年度に策定しております。

集落排水処理区域につきましては、最適整備構想を令和2年度に策定しております。いずれも耐用年数が管路は50年、機械は15年が目安となっていますが、必要な点検補修を行い、長寿命化を図る計画であります。実際的には、管路であれば漏水が増えているところを随時修

繕、機械設備であれば部品交換を主に対策しているところでありますが、基幹的な施設については、補修状況、老朽状況を鑑みながら更新を考えていくという計画になっております。

下水道管路につきましては、管路の内部から修繕する管渠更生工法が主になって、これは内部を樹脂でコーティングする工法で、掘削して管を出す必要がないため、工期が早く、経済的な工法であります。このような工法を取りながら、機能が停止しないよう、事故が発生することのないよう対応していくことを考えております。

以上です。

4番 いずれにしても、ほとんど下水の上に上水が入っているということで、課長答弁にございましたけれども、管の内部をコーティングしていくというのが考え方としてはベターなのかなとは思っております。

いずれにしても、しっかりと計画を持って、お金持ちの自治体ではないので、資金を有効に活用でき、町民に安心安全を担保できるような計画をしていただき、本当に安心して暮らせる舟形町にしていただきたいということを付け加えて、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後3時31分 散会

令和 7 年 9 月 4 日 (木曜日)

第 3 回舟形町議会定例会会議録
(第 2 日目)

令和7年第3回舟形町議会定例会第2日目

令和7年9月4日（木）

出席議員（10名）

| | |
|---------|----------|
| 1番 伊藤廣好 | 6番 石山和春 |
| 2番 叶内昌樹 | 7番 奥山謙三 |
| 3番 荒澤広光 | 8番 八鍬太 |
| 4番 伊藤欽一 | 9番 佐藤広幸 |
| 5番 小国浩文 | 10番 斎藤好彦 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|------|---------------|-------|
| 町長 | 森富広 | 新規就農・女性活躍支援室長 | 岡崎千恵子 |
| 副町長 | 伊藤幸一 | 地域整備課長 | 伊藤秀樹 |
| 総務課長 兼選挙管理委員会書記長 | 鍛冶紀邦 | 地域強靭化対策室長 | 伊藤英一 |
| デジタルファースト推進室長 | 佐藤仁 | 会計管理者 | 相馬広志 |
| まちづくり課長 | 曾根田健 | 総務課財政係長 | 仲野健太 |
| ふるさと応援推進室長 | 野尻誠 | 教育長 | 浅井純 |
| 住民税務課長 | 豊岡将志 | 教育課長 | 森英利 |
| 健康福祉課長 | 沼澤一征 | 代表監査委員 | 齊藤徹 |
| 農業振興課長 兼農業委員会事務局長 | 斎藤雅博 | 監査委員事務局長 | 大場健一 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大場健一 事務補助員 大場正江

議事日程

日程第1 承認第 7号 令和7年度（令和6年災）16-105西又（1）地区水路復旧工事請負契約の締結についての専決処分の承認について

日程第2 報告第 6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 議案第39号 令和7年度舟形町一般会計補正予算（第3号）について

- 日程第4 議案第40号 令和7年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第41号 令和7年度舟形町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第42号 令和7年度舟形町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第43号 舟形町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第8 認定第 1号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
認定第 3号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
認定第 5号 令和6年度舟形町水道事業会計決算の認定について
認定第 6号 令和6年度舟形町下水道事業会計決算の認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再開

議長 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しております。

ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 承認第7号 令和7年度（令和6年災）16-105西又（1）地区水路復旧工事請
負契約の締結についての専決処分の承認について

議長 日程第1 承認第7号 令和7年度（令和6年災）16-105西又（1）地区水路復旧工事請
負契約の締結についての専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求
めます。

地域整備課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決いたします。承認第7号を原案のとおり承認することに賛成の方
はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

日程第2 報告第6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につい
て

議長 日程第2 報告第6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告
についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第6号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第
22条第1項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第3 議案第39号 令和7年度舟形町一般会計補正予算（第3号）について

議長 日程第3 議案第39号 令和7年度舟形町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。なお、質疑につきましては、歳入歳出一括で行います。ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。質疑はございませんか。

5番 20ページ、21ページ、まちづくり推進費、21ページ、空き家対策事業費800万円とありますけれども、これは堀内の空き家除去のじゃないんですが、よかったです。

議長 すみません、小国さん、ちょっとマイクにもうちょっと近づけて。

5番 堀内の空き家除去の事業じゃなかったんでしょうか。

地域整備課長 空き家対策事業の工事請負費800万円につきましては、小国議員のおっしゃるとおり、堀内の略式代執行の解体除去費用となります。

以上です。

5番 ありがとうございます。この事業は本当に町民にとって大変ありがたい事業だと、私も思っております。ようやく、危険空き家に対しての予算がついて安堵しておるわけですから、ただ一つ、たしかあそこ2棟の解体だと思ったんですけれども、800万円って、私の解体の単価としてはかなり高額じゃないのかなという思いでありますので、この積算根拠があればお聞かせください。

地域整備課長 積算根拠につきましては、通常、一般的に空き家の除却費用としては空き家補助金、空き家の除却の補助金、町で補助金を出しているものについては大体300万円前後、二、三百万ぐらいの費用となっているところなんですけれども、今回略式代執行をかけるに当たって、近隣の市町村の略式代執行の単価などを見ると、大体五、六百万とかっていうふうな、これが一つの参考資料として見たところです。さらに、国の補助金につきましても、3万3,000円、1平米当たりの単価を上限としているところがありまして、またほかの自治体につきましても大体予算規模としては1棟当たり800万円ぐらいを見込んでいるというところで、さらに大きなところでは、大分壊れていまして普通の建物よりも危険、解体に危険があるっていうことと、近隣住宅、建物に近いっていうことで、仮設とか人手がかなりかかるのではないかというふうに予想されているところで、800万円という予算を計上したところであります。

以上です。

5番 近隣のあれの参考にしたということで理解しました。これからも、まだまだ舟形町には危

陥空き家が多数残っております。そういう意味でも、今後、こういう事業をますます進めていただいて、危険空き家の除去に努めてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

町長 関連といいますか、今ちょっと期待を持たせるというようなご発言があつたので、全ての空き家がその条件になるというふうなことではございません。全員協議会の中でも申し上げましたが、一定の要件を経たものというふうなところでございますので、今回の事例を基に、全て特定空き家になった場合に、町のほうで略式代執行がなされるというふうなことではございませんので、その点、まずはご理解いただいた上でお願ひを申し上げたいというふうに思います。

議長 ほかに質疑ございませんか。

1番 歳出の24ページから25ページ、3款1項9目介護保険事業の高齢者生活福祉センター改修費事業補助金の内容を改めてお願ひします。

健康福祉課長 これにつきましては高齢、ゆいの家のホールのエアコン5台分の修繕費に対する補助金でございます。

1番 ゆいの家の空調設備というか、5台分ということなんですが、議会の総務文教常任委員会で、ゆいの家の所管事務調査を前回行っております。その段階で3月に議会のほうに報告しているんですけども、その中でゆいの家の風呂場ですね。ちょっと深いっていうか、深くてちょっと危険ではないかということを報告してるんですが、その件については検討されたんでしょうか。

健康福祉課長 私のほうでも2か月に1度、えんじゅ荘のほうに向かっていろんなお話をしている中で、その点についてはどうなったっていうことでやりとりをしたところなんですけれども、今のところ、えんじゅ荘本体のほうでお風呂に入れたりとかしてるので、特に必要ないでいうえんじゅ荘側の考えでした。ただ、委員会のほうでも指摘もあったので、必要であればすぐつけるので、言ってくださいという、今そういう状況でございます。

1番 使用してないっていうことになれば、改修の必要はないと思うんですけども、使用する必要があるってなれば、その辺、再度検討をお願いしたいと思います。

議長 ほかに質疑ございませんか。

4番 30ページ、8の2の2、道路新設改良費でございます。この中の道路新設改良事業の工事費で1,650万円計上されていますけれども、この工事の中に町道舟形一関線照明整備に関わる経費というような内容ございます。この照明設備に関わる経費、これに関して説明をお願いします。

地域強靭化対策室長 ただいまの質問にお答えいたします。場所のほうが、舟形小学校から丸産機興さんまで歩道の整備をしまして、今現在なんですけれども、防犯灯のほうが歩道側を照らしてないということで、そちらの反対側のほう、歩道あるほう側に照明灯を増設するとい

う形で、金額のほうはおおよそ350万円ほど考えております。

以上です。

議長 いいですか。ほかにございませんか。

2番 ページが18、19、2の1の5、財政管理費でありますけれども、全協のほうでも説明あつたと思いますけれども、NHKの受信料の125万円の提示だと思いますけれども、今後の対応についてということでありますけれども、この対応については、今まで入ってたものがテレビ機能についてたということで、そういう過去分からの請求だと思うんですけども、今後これは今ついてるもの機能を抜くこと自体ってできるんでしょうか。

総務課長 今ついているものの機能を抜くことは、技術的には可能かと思います。

2番 全国的にこういうNHKからの請求のようでありますけれども、これ自体がどうなのかなとちょっと私も、家庭的ならやっぱり分かるんですが、行政だからそういうふうな対応になると、何かこう納得できないなと思ったんですけども、私そのとき不在だったので、ちょっと確認だったんですけども、だとすると過去分に対してはこれはもう承認したということで、何も反論というか、ちょっとおかしいんじゃないとか、やっぱり最初のつける時点でそういう説明もなかったのであれば、つける側は知らずにつけたというふうになります。そういう場合にやつぱりNHKの正当なものだと思うんですけども、何か家庭では契約してれば免除になって、行政では免除にならないという、これはちょっと、何かちょっと納得できないなと思ったんですけども、その点の協議等に対しての意見的なものの交換等はなさったんでしょうか。

総務課長 そもそも、放送受信規約であったり、そういう法令で規則、規約で定められている受信機でありますと、放送設備を設置した時点で料金発生義務があるというところは、そこは一々といいますか、説明がなくともそれは当然のことであるという認識だったかと思います。ただ、我々の認識としては、車に設置したのはカーナビであってテレビではないと、当然テレビを見る想定もしておりませんでしたので、テレビをつけたというような認識はなくて、その意識の違いが、毎年受信機数の報告というものが、調査というものがあるんですけども、その際に計上していなかったと。台数に入れていなかったという漏れがあったことでございますので、こちらのそれはよく内容を熟知してという、確認して調査に回答できればよかったですけれども、そういう認識のずれがありまして、調査漏れというところが、全国的にそれは起こっているのかなというふうに思います。

NHKのほうとしても、また、自治体のほうでそういう案件が新聞報道されたりしてから、ちょっと火がついたような形になって、再調査という形で町のほうにも来て、それを踏まえての調査結果を報告し、それに対してやりとりはありましたけれども、一応NHKさんのほうでも、昨年度分までについては満額、満額といいますか、規定どおりに頂かなければ

いけないということの話で、ただ今年度分につきましては、4月に遡って減免できる部分は減免して適用をするというような金額で請求したいというようなことを伺っております。

ですので、NHKとしてももう当然のことなんだから言う必要ないだろうという認識もあつたかと思いますが、NHKのほうでもPR不足という点は否めないというふうに言っておるようですので、そのあたりは、今後新車購入、町の新車購入に当たっては、テレビ機能が不要なものについてはつけないと、カーナビ機能とテレビ機能ということも分離できるといいますか、カーナビだけ使えてテレビは見れないというようなつけ方もできるということでありましたので、今後はそういったカーナビが必要な車種に関しては、そういったことも踏まえて車両の購入をしていくというふうに考えているところでございます。

2番 なかなか納得できるようなものではないんですけども、今回は機能をまず抜けるということで、今後ですけれども、今、カーナビをつけるような人はまず今、いません、あまり。今、もうカープレイとか、そんなネットでつながるナビになってますので、今後も気をつけながらそういうふうなことがないように、よろしくお願ひします。

議長 ほかに質疑ございませんか。

3番 先ほど質疑ありました21ページの2の1の6、空き家対策事業について再度、私のほうから質問いたします。この事業に関しては、私も近くに住む者として大変ありがたい事業かなと思っていますが、先ほども町長からあったんですけども、こういうふうな略式代執行っていうふうなところで、住民の皆様方から大変今後、注目が集まるのではないかなと思いますけれども、やはりさっきも町長からあったように、かなり線引きを厳しくしておかないと、私も、私もっていうふうなところはなってきてしましますと、ちょっと收拾がつかなくなってくるんじゃないかなとちょっと思ってますので、略式代執行をするに当たっての決まり事はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 略式代執行につきましては、略式代執行を行うに当たってのチェック点というか、それにつきましてはまずは地元の要望が、地元町内会の要望があるというのが第1点です。前提として、もう危険がかなり逼迫している状況にあると。例えば、隣の家にもう倒壊しそうだ、町道、公道に倒壊しそうだ、または周辺の人がけがをしそうだなどという、そういうまず危険が極めて逼迫している状況にあり、町内会の要望があることが1点です。さらに、その要望に基づき、町のほうで外観等をチェックしまして、まさに危険が切迫している状況の建物であるということを確認した上で、委員会、さらには協議会の意見をいただいて、解体、除却のほうに進むという手続であります。

以上です。

町長 この件については荒澤議員のおっしゃるとおりでございまして、非常に重要な問題でございます。全員協議会のほうの資料の中に、21ページで出しました町の略式代執行をする場合

の判断基準というふうなことで、今、課長のほうからもありましたけれども、まず一つは特定空き家等であること。これは、先ほど課長のほうからもありましたとおり、いろいろ調査をした上で、非常に危険だということが逼迫されているというふうなこと。

次に、各種の調査方法により、十分な調査を行っても所有者を特定できないものというのが一つございます。やはり、所有者がいて相続できるというふうなところ、相続者がいるというふうなことにあっては、これはできないというふうなことでありますので、所有者を特定できないもの。

それから、応急措置では隣家、道路等に及ぼす危険の排除ができず、当該建物を除却しない限り、地域住民の生命、財産、生活環境を確保することができないと。要は、簡単にブルーシートとかいろいろ応急的な措置ではもう対応できず、除却以外に道はないというふうに決定したものというふうなことになります。

それから、4番目としましては当該土地建物について、新たに取得する者が現れる可能性が極めて低いもの。要は、誰かがその土地を買ってというふうなことであれば、例えば相続放棄とかされていても、手続を踏めば買うことができるので、そういった人が現れないというふうなことが前提で、この4つを全て満たさないと略式代執行ができないというふうなことで、町のほうでは判断基準を設定しているところでございます。

3番 今回の対象の空き家に関しては、私の近くであります風が吹いたらトタンが飛んできたんでちょっと見てくれとか、雪が降れば夜中、ちょっとどんというふうな音がしたんでちょっと来て、見てくれっていうふうなところで、何度も足を運んだんですけども、やはりこういうふうな今、町長からあつた決まり事を皆さん、町民の皆様方からですけれども、分かるような周知をしておいてもらったほうがいいのかなと、私は思ってますけれども、その辺どうでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

地域整備課長 略式代執行、今回町で初めてということで、まずはこの計画とともに、先ほど町長申し上げた4点につきましてもしっかり周知するという形を取っていきたいと思います。お知らせ版、広報等で周知したいなというふうには思ってます。

以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

2番 同じページです。20、21ページの1の6、まちづくり課の空き家対策事業でありますけれども、説明は受けましたけれども、今回初めての略式代執行ということでありますけれども、これは相続放棄等もあると思いますけれども、その場合の固定資産税等は今後どのようになっていくのか。それとあと、例えば今現在空き家、各地ありますけれども、やはり所有者がいたとしても、やはり壊すと税金が高くなるということで、結構壊さない方が多いのかなと思ってますけれども、今回略式代執行を町でした場合の管理課がどういうふうになるのかち

よつと教えてください。

住民税務課長 ただいまご質問の空き家除去した場所の固定資産税につきましては、実は全員協議会でも質問がありまして答えてはいるんですけども、納税義務者がいないということで、町から納税通知を出す方がいないということで、その固定資産については調定には入らないということになります。

議長 2番議員よろしいですか。

4番 ページ36ページ、10款の教育費でございます。この中に生涯学習推進事業ということで、地域連携共同読書まちづくり推進事業というふうな項目がございます。この項目の主な内容ということで確認しますと、文科省モデル事業として学校図書館を活用し、地域と連携を図り、読書活動推進するための経費っていうことでございます。

この中で学校図書館を活用しということでございますけれども、これは学校の図書館を地域に開放するというような内容の文言なのでしょうか。まずはお伺いします。

教育長 ご質問ありがとうございます。この事業につきましては、文科省のモデル事業、10分の10のモデル事業ということで、ただ、途中から追加募集あったものでございます。この事業内容としましてはご質問いただいたように、学校図書館を今、コミュニティ・スクールとして地域に開かれた学校づくりを進める中で、学校図書館に町民の方にもどんどん入ってきていただきたいなという願いを、校長と共有してまいりました。その流れの中で、ぜひきっかけになる事業ではないかということで、申請をしているところでございます。

4番 地域に開かれた学校ということで、大変いい事業だなとは思います。以前に、総務文教でもほかの学校でこういった開かれた、図書館を開いた学校も視察をしてきました。その中でやはり問題なのが、いろんな方々が出入りするということで、こういった場合のセキュリティをどういうふうにするのかというようなことが問題になってくると思います。そこら辺はどういった方向で考えているのかお伺いします。

教育長 大変ありがとうございます。今、ご質問いただいた中にありました宮城県の色麻町の色麻学園義務教育学校、今度これをこの学校にも、先日、教育委員さん、学校建築の移転建築検討委員会の中で視察、私も行ってまいりました。様々、学校の状況もお聞きしたところ、まず1点目、基本的に考えていることとしては、町の、今この舟形町の状況と学校状況を鑑みると、やはりセキュリティってのは最優先で考えていかなきやいけないとは思いますが、ただ危険な方が学校に自由に入ってくるということが、どれぐらい可能性としてあるのかというと極めて低いと考えております。また、地域住民の方が顔見知りの方が、常に学校に入りすることで、逆に外部から入ってくる危険な方を抑止する能力も力も逆に高まっていくということで、感じているところです。先行事例を見ても、コミュニティ・スクールで学校を開くに当たって、なかなかいろんな人が入ってくるとセキュリティはどうなんだっていう

話がある反面、逆に地域の方が学校にどんどん入ることでセキュリティーが高まるという、そういう抑止力も期待しているところでございます。

4番 ありがとうございます。まさに、私たち文教も色麻町に行って視察をしてきた学校でございます。そんなことでとにかく地域に開かれた学校というのは、子供たちの教育のためにも非常にいいのかなというふうに思います。やっぱり、お年寄りから子供まで、地域で子供を育てるっていうことが重要になってくると思いますんで、そこら辺、セキュリティー対策も考えながら、やっぱり十分にこの事業を活用していただければというふうに思います。

議長 ほかに質疑ございませんか。

7番 それでは同じページ、10款5項3目のB&G海洋センター管理費で、37ページの一番下に会計年度職員報酬ということで、232万4,000円入ってます。これ補正ですのでこれが必要になった理由、これをまずお聞きしたいというふうに思います。

教育課長 B&G海洋センター管理費の会計年度任用職員の報酬を補正した理由についてでございますが、今年度新たに1人、会計年度任用職員が配置されたことで、1人分をこちらに計上したところでございます。

現在のB&G海洋センターの職員の体制について申し上げますと、職員が1名、それから会計年度任用職員が2名の体制で、現在B&Gのほうは運用されているというふうな状況でございます。

以上です。

7番 ちょっと趣旨、私が質問した実施とはちょっと違う答弁なんですけれども、今年度必要なら当初に入ってるはずだと思うんですよ。でも、これは補正ですから、補正で上げる必要が出たっていうことは新たな業務が出てきて、そういう会計年度職員を雇うことになったのかっていう、じゃないかなっていうふうに思って聞いてるんですけども。年度途中で補正で対応しなければならなかつた、この230万なにがしつていう予算をつけなければならなくなつた理由を質問してるわけです。

教育課長 失礼しました。昨年度は再任用職員として配置していた職員が、今年、任用替えで会計年度任用職員として働いているというようなところで、任用替えのために今回会計年度任用職員として、補正のほうを上げさせていただいたところでございます。

以上です。

7番 ちょっと、分かりにくい説明。任用制度で、任用制度の何ですか、雇用替えというんですか。それで230万円なぜ必要になるのかがちょっと理解できない部分。これ、多分職員の何かの制度だと思うんですけども、そこをもう少し年度途中で230万円補填をしなければならなくなつた理由、これをもうちょっと分かりやすく説明してください。

町長 ちょっと個人名を出しますが、再任用で○○○○○○○さんが昨年まで勤めて、3月まで

勤められていました。ちょっと家庭環境もございまして、4月からのB&Gでの勤務というのが、まだ予算要求時期には決まっていなかったというふうなことでございます。いろいろ親の介護とかの面もございまして、はつきりしたのが3月ぐらいというふうなところで、それで職員の体制的には町の職員1人しかいなくなるもんですから、またB&Gセンターの特Aというふうなところでいくと、職員の配置とか職員数とかの点数に加わるというふうなところもございまして、引き続きB&Gセンターに勤務をお願いしたいというふうなことで、引き続きお願いしてるところなんですが、再任用については65歳までというふうなところの制限がございますので、65歳を過ぎた〇〇〇さんについては会計年度任用職員として雇っているというふうなことで、今、佐藤議員がおっしゃるとおり、当初で置けばよかったのかというふうなところはあるんですが、ちょっとはそれがはつきり、去就がはつきりしなかったもんですから、当初予算のベースでは、会計年度任用職員として〇〇〇さんの分を置くことができなかつたので、このたびその分を補正をさせていただいたというふうなことです。

当然のことながら、こちらのほうとしても、もう少しはつきり早く、当初予算の段階で勤めていただけるかどうかというのを確認できればよかったんですが、そういう事情もございまして、今の補正予算というふうな形になったというふうなことでご理解をいただきたいなというふうに思います。

議長 佐藤議員の本件に関する質疑は既に3回になりますが、標準会議規則第55条のただし書の規定によって、特に発言を許可します。

7番 大分というか、90%ぐらい理解しました。この232万4,000円という金額は、これは4月1日からの報酬っていうんですか、給与になっているのか。それとも何か月間か空いてからのお支払いになっているのか、そこら辺のところもう一度質問したいと思います。

教育課長 ただいまの会計年度任用職員の報酬は、4月からの報酬となっております。

以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

3番 34、35ページです。10の1の4、スクールバス管理費。このところでスクールバス購入事業57万2,000円というふうな数字があります。当初予算では、スクールバス購入事業ということで1,396万円ですか、置かれてあったと思うんですけども、この内容について説明をお願いしたいと思います。

教育課長 スクールバス購入事業の自動車購入費57万2,000円の補正の内容について、ご説明を申し上げます。

当初の予算額では1,376万3,000円計上しておりました。それで4月に入って発注に向けて進めていたところ、メーカーのほうから受注停止というふうな報告がございました。それで、一旦中止しまして、それから7月中旬にメーカーのほうから発注ができるようになったとい

うふうな報告をいただいたいて、再度見積りをいただいたところ、1,433万5,000円というふうな見積りをいただいてきましたので、当初見込んでいた予算額よりは値上げしているというふうなことで、今回57万2,000円を補正で計上させていただいたというふうなところでござります。

3番 メーカーからの受注停止ですけれども、このメーカーからの受注停止、メーカーで受注を中止した理由ですけれども、それは把握しているのか、お聞きしたいと思います。

教育課長 すみません。受注停止の理由についてはちょっと確認はしておりません。

3番 車とか部品作っている工場では、お客様に対してのオーダーということで、かなり重視していると思います。ただ、一旦受注を停止して、車が前に販売していたときよりも高くなつたよだけでは、お客様、普通の、私だったら、何でこんなに高くなつたっていうふうな、多分クレームをつけるはずですので、ぜひこの値上がりした分、あるいは受注を停止した理由をディーラーあるいはメーカーのほうに問合せをして、ぜひ把握をしておいていただきたいと思います。

以上です。

議長 暫時休憩をします。

午前11時02分 休憩

午前11時04分 再開

議長 再開します。森町長、答弁あれば。

町長 当初、購入予定のものについては、フルモデルチェンジをした車種を購入予定で、それに見合う見積りをもらったというところでございますが、その車種についてはちょっと理由がはつきりしなかつたんですが、何らかの理由で製造を中止したというふうなことで、メーカーのほうでその車種については作らないというふうなことが決定したもんで、今年度についてはスクールバスの購入を諦めざるを得ないというふうなところで、経過しておったんですが、このたびメーカーのほうからは、前の車種のマイナーチェンジをしたというものであれば製造可能だというふうなことで、それではそちらのほうに切り替えようというふうなことになったものでございます。

荒澤議員がおっしゃった再度見積りしたら高くなるというふうなことについては、我々もそのように思っているところでございますが、様々な部品等の製造コストが高くなつたというふうな理由だそうなんですけれども、それはそれと理解しますが、我々としましては最初もった見積り、また新しい車種というふうなところを想定していたところもありますので、いろいろな面でできる限りお安く購入できるように努力をしていくというふうなことで、教育課とも確認をしたところでございます。

議長 荒澤議員、よろしいですか。荒澤議員の本件に係る質問は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条のただし書により、特に発言を許可します。

3番 ありがとうございます。スクールバスに関しましては、多分1社だけでは、メーカーさんでは1社だけではないと思います。ほかのメーカー、メーカーといいますか、ほかのメーカーですね。ほかのメーカーのスクールバスをというふうな考えはなかったのか、もう1回お聞きしたいと思います。

教育課長 スクールバスのほかのメーカーの対応について、ないのかというふうなご質問に対してもなんですけれども、実は冬、舟形町については冬道で走行しなければいけないというふうなこともありますので、まずはマイクロバスについては四駆、4WDの車両を考えております。そうしますとこの4WDの車種となると、この我々が見積りした車両しかないというふうなことでその車種しかないということで、そこに限定をして見積りをいただいたというふうなところでございます。

以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

議長 これより議案第39号を採決いたします。議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第40号 令和7年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について

議長 日程第4 議案第40号 令和7年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第41号 令和7年度舟形町水道事業会計補正予算（第1号）について

議長 日程第5 議案第41号 令和7年度舟形町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第42号 令和7年度舟形町下水道事業会計補正予算（第2号）について

議長 日程第6 議案第42号 令和7年度舟形町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第43号 舟形町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

議長 日程第7 議案第43号 舟形町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

6番 今回の制度改正ではなくて、介護休業の利用状況、舟形町職員における正職員、男女の介護休業の利用状況、さらにはその他職員の利用状況、分かれば教えていただきたいと思います。失礼しました。育児休業における利用状況でした。

総務課長 育児休業の取得実績でございますけれども、こちら今年度に限りますと、すみません、過去5年間の実績がございますので、ちょっとこちらのほうを紹介しますと、過去5年間で10人が取得することになっております。このうちの7人については育児休業取得済みでこれから、これから出産等を控えまして今年度中に、今のところは3人が育児休業を取得する予定ということになっております。なお、正職員については今の人数ですけれども、会計年度任用職員、こちらにつきましても2人が取得済み、取得しているという状況になっております。あと、くわえまして、今回説明ありました部分休業、こちらにつきましては、今のところ1名が部分休業という制度を活用している実績がございます。

以上です。

6番 ありがとうございます。ぜひ、こういうふうな制度があるんで、やはり公務員の方々が優先的に活用していただくことによって、民間にも波及していくというふうに思いますので、このような育児休業についての活用をどんどんと進めていただきたいというふうに思います。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第8 認定第1号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和6年度舟形町水道事業会計決算の認定について

認定第6号 令和6年度舟形町下水道事業会計決算の認定について

議長 日程第8 認定第1号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和6年度舟形町水道事業会計決算の認定について、認定第6号 令和6年度舟形町下水道事業会計決算の認定について、以上6会計議案を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

会計管理者 (朗読、説明省略)

議長 ここで、監査委員より各会計の決算審査結果報告を齊藤代表監査委員より求めます。

代表監査委員 最初ちょっとお断りしておきますけれども、ちょっと花粉症を患っております、喉がちょっとからからしてお聞き苦しい点もあろうかと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

令和6年度の決算審査は、去る7月17日から7月25日までの審査日数4日間で実施いたしました。

審査の対象は、一般会計、国民健康保険特別会計事業勘定ほか2特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び財産に関する調書でございます。

審査の結果でございますが、令和6年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計、下水道事業会計の会計報告書の計数は正確であり、予算の執行及び会計經理事務につきましても、適正に処理されておりました。

個々に申し上げますと、一般会計は、歳入決算額は72億5,141万6,000円。歳出決算額は68億1,441万3,000円で4億3,700万3,000円の黒字であります。ここから繰越明許費1億8,640万2,000円を減じた実質収支額は2億5,060万1,000円の黒字であります。

特別会計につきましては、合計の歳入決算額は14億3,412万4,000円。歳出決算額は13億8,785万9,000円で、4,626万5,000円の黒字決算です。繰越明許費はありませんので、実質収支額も同額の4,626万5,000円の黒字であります。また、3つの特別会計全てが黒字決算でありました。

水道事業会計につきましては、営業利益が8,353万8,000円の赤字。経常利益は304万7,000円の赤字。また、当年度未処分利益剰余金は7,755万5,000円の赤字決算となっております。その主たる要因は、1億606万円の減価償却費の計上でございます。

下水道事業会計は、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計が令和6年4月1日より公営企業会計に移行しまして、下水道事業会計となったものであります。移行1年目の決算は、営業利益2億2,208万3,000円の赤字。営業利益は2,465万6,000円の黒字、当年度未処分利益剰余金は2,312万3,000円の黒字決算となりました。しかしながら、この黒字の要因は他会計補助金と長期前受金戻入れによるものであります。下水道事業の経営環境は極めて厳しいものがあると思います。

また、財産の取得、管理及び処分につきましても、総体として適正に執行されておりました。

次に、審査の意見を述べさせていただきます。

最初に包括的な審査意見を申し上げます。

決算関係資料審査の結果、法令に適合し、計数は正確であることを確認しました。かつ、予算の執行、会計、経理事務の処理並びに財産の取得、管理処分につきましても、適正と評価します。また、財政健全化法に基づく判断比率は各施設とも基準値を下回り、当町の財政は健全であるというふうにも認められます。

次に、成果について申し上げます。令和6年度も、施策に対する成果が数多く見られました。その中から何件か挙げさせていただきます。

第一に、災害復旧事業を挙げたいと思います。令和6年7月25日から26日にかけての豪雨により、当町も大きな被害を受けました。農地、農業用施設の被害総額は約15億円。また、公共土木施設の被害総額は約6億円規模の甚大な災害となりました。被害直後は、稲の出穂期で多くの水を必要とする時期であります。用水の確保は最重要課題でありました。特に、三光堰用水路では用水が確保できず、国の応急ポンプを無償で借り受け、対応しました。また、復旧箇所が多いため、段階的な発注スケジュールを組むことで、令和7年度の作付を可能としました。このような状況下、国土交通省、農林水産省、山形県の協力を得ながら、無事復旧工事の完成を見ました。この過程の中で、国庫補助金もかさ上げされ、一般財源及び被災農家の負担を軽減することができました。不眠不休で復旧工事に当たった担当者及び関係各位の責任感、使命感に敬意を表するとともに、高く高く評価いたしたい、このように思います。

第二に、山形県内35市町村の中でナンバーワンの成果であります。

第1点として、令和6年度ふるさと納税ランキングにおきまして、納税額は8億500万円、第17位でした。まず、この中に市が13市含まれておりますので、町村の中では第4位の成績です。しかしながら、人口1人当たりの納税金額は堂々県内第1位であります。これは令和3年度から4年間連続しての快挙でございます。

第2点として、市町村税の徴収ですが、県内35市町村の中で第1位を堅持いたしました。現年度課税分は平成29年度から8年間、また、現年度課税分、延滞繰越分計につきましては、平成30年度から7年間にわたって県内第1位の座を守りました。

第3点として、国や県の農業機械導入補助事業の採択率が100%であります。令和2年度から5年連続して100%達成しました。このように、山形県内市町村の中でナンバーワンというすばらしい成績を上げ、そして継続しております。担当者及び関係各位の熱意ある取組姿勢を高く評価いたしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、事務面につきまして改正していただきたい1点だけ申し上げたいと思います。要は利益相反についてございます。二、三年ほど前になりますが、米沢市の市長が会長を務める米沢観光推進機構に対して、負担金を支払う側の市長が負担金を受ける側であり、推進機構の会長と同一人、つまり双方代理であることから利益相反行為に当たり、違法だとして損害補償などを求める住民監査請求がありました。これに対して、米沢市監査委員は、民法第108条の規定を類推適用し違法状態と判断して、米沢市は同機構に対して負担金の請求を求めて損害を補填するか、もしくは契約の当事者が同一人物の状態を解消するよう是正勧告を行っております。

また、今年度に入りまして、中山町においても、中山町観光協会は町の補助金を受けており、町長が双方の代理を務めるのは利益相反に該当するのではないかという町民からの請求がありました。これを受けまして、住民監査請求には至らなかったものの、町長は会長職を辞任して、新会長に民間の方が就任しております。

もし、当町におきましても、同様の監査請求があった場合には、利益相反について民報の双方代理の禁止が類推規定をされるとする最高裁の判決がある以上、米沢市と同様の勧告を行わざるを得ません。

企業会計には偶発債務という概念があります。特に、手形割引で使用される言葉ですが、あるいは手形は必ず決裁されるという保証はなく、もし不渡りになった場合には、資産である受け取り手形は偶発的に債務となってしまう、こういう意味です。利益相反についても同様だと思います。住民監査請求という条件下で起こり得る潜在的な債務と位置づけられると思います。事務上の危機管理と捉えていただきまして、再度、町長が代表を務めている組織、団体を精査していただきまして、その中で、町より補助金を受けているものについては、代

表者の変更をしていただきたい、このように思います。

以上で、簡単でございますが、決算審査の意見とさせていただきます。なお詳細につきましては、令和6年度舟形町各会計決算審査意見書をご覧になっていただきたいと思います。

議長 ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し、会議を再開いたします。

先ほど上程されました6会計決算調書等の審査方法についてお諮りいたします。

認定第1号から認定第6号まで、計6議案を審議するため、委員会条例第5条第1項の規定により、決算審査特別委員会を設置し審査したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、決算審査特別委員会を設置して審査することに決定をいたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、全議員10名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ただいま指名した全議員10名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ここで休憩をし、決算審査特別委員会の正副委員長の互選のため、決算審査特別委員会を招集いたします。ここで暫時休憩をいたします。

午後1時01分 休憩

午後1時06分 再開

議長 それでは休憩前に復し再開いたします。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告願います。

8番 それでは私から互選の結果を報告いたします。

先般、決算審査特別委員会で慎重審議をした結果、委員長には奥山謙三議員、副委員長には佐藤広幸議員と決定をいたしましたので報告いたします。

議長 ただいま報告がありましたように、決算審査特別委員会委員長に奥山謙三議員、副委員長に佐藤広幸議員が選任されました。決算審査特別委員会委員長及び副委員長の互選の報告を終わります。

決算審査特別委員会に入りますので、本会議を9月8日まで休会することにいたします。ご

異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本会議を9月8日まで休会といたします。

本日はこれにて散会といたします。

大変失礼いたしました。決算審査特別委員会委員長に互選されました奥山謙三議員より決算審査特別委員会の開会に当たり、委員長挨拶をお受けしたいと思います。しばらくの間お待ちください。

決算審査特別委員会委員長 令和6年度決算審査特別委員会の委員長に互選されました奥山でございます。精いっぱい務めさせていただきますので、進行上、不行き届きな点など多々あるかもしれません、ご協力よろしくお願いをいたします。

午後1時10分 散会

令和 7 年 9 月 9 日 (火曜日)

第 3 回舟形町議会定例会会議録
(第 7 日目)

令和7年第3回舟形町議会定例会第7日目

令和7年9月9日（火）

出席議員（10名）

| | |
|---------|----------|
| 1番 伊藤廣好 | 6番 奥山謙三 |
| 2番 叶内昌樹 | 7番 佐藤広幸 |
| 3番 荒澤広光 | 8番 八鍬太 |
| 4番 伊藤欽一 | 9番 石山和春 |
| 5番 小国浩文 | 10番 斎藤好彦 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|-------|-----------|------|
| 町長 | 森富広 | 地域整備課長 | 伊藤秀樹 |
| 副町長 | 伊藤幸一 | 地域強靭化対策室長 | 伊藤英一 |
| 総務課長 兼選挙管理委員会書記長 | 鍛冶紀邦 | 会計管理者 | 相馬広志 |
| デジタルファースト推進室長 | 佐藤仁 | 農業委員会委員長 | 叶内栄一 |
| まちづくり課長 | 曾根田健 | 総務課財政係長 | 仲野健太 |
| ふるさと応援推進室長 | 野尻誠 | 教育長 | 浅井純 |
| 住民税務課長 | 豊岡将志 | 教育課長 | 森英利 |
| 健康福祉課長 | 沼澤一征 | 代表監査委員 | 齊藤徹 |
| 農業振興課長 兼農業委員会事務局長 | 斎藤雅博 | 監査委員事務局長 | 大場健一 |
| 新規就農・女性活躍支援室長 | 岡崎千恵子 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大場健一 事務補助員 大場正江

議事日程

日程第1 認定第 1号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算
認定について

認定第 3 号 令和 6 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 令和 6 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 令和 6 年度舟形町水道事業会計決算の認定について

認定第 6 号 令和 6 年度舟形町下水道事業会計決算の認定について

日程第 2 議案第 44 号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

日程第 3 議案第 45 号 舟形町人権擁護委員の推薦について

日程第 4 閉会中の所管事務調査報告

　　総務文教常任委員会

　　産業振興常任委員会

日程第 5 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再開

議長 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しております。

ただいまから7日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

なお、報道機関より写真撮影の申出がありました。

許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、撮影許可を許可することといたします。

ここで撮影のために暫時休憩をいたします。

午前10時01分 休憩

午後10時02分 再開

議長 休憩前に復し会議を再開いたします。

日程第1 認定第1号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和6年度舟形町水道事業会計決算の認定について

認定第6号 令和6年度舟形町下水道事業会計決算の認定について

議長 日程第1 認定第1号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和6年度舟形町水道事業会計決算の認定について、認定第6号 令和6年度舟形町下水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題といたします。

奥山謙三決算審査特別委員長の審査報告を求めます。

決算審査特別委員長 令和7年9月9日 舟形町議会議長殿。決算審査特別委員会委員長 奥山謙三。

決算審査特別委員会審査報告書。

令和7年9月定例会において9月4日に本委員会を設置し付託されました、令和6年度舟形町一般会計歳入歳出決算、令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、令和6年度舟形町水道事業会計決算、令和6年度舟形町下水道事業会計出決算、以上6会計の決算認定について、9月4日から8日まで3日間、提出された決算書等の内容を町長以下職員の説明を受け、慎重に審査した結果、認定すべきと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

議長 ただいまの委員長報告について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより認定第1号から認定第6号までの6議案について一括採決いたします。

認定第1号から認定第6号までの6議案について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、認定第1号から認定第6号までの6議案について原案のとおり認定されました。

日程第2 議案第44号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

議長 日程第2 議案第44号 最上広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 9月1日の全協の中で、広域の事務局の説明によりますと、新庄市長である理事長が大変多忙であって打合せもままならないという現状を話されました。そこで総合調整監の設置の必要性を話されたと思います。市長は大変忙しいとは思いますが、市には市長を補佐する副市長がいるわけですし、代理者として市長の公務をもっと受け入れてもらい、市長の負担を少なくすることによって、市長のリーダーシップを発揮されまして、理事長の職を果たしていくことができるのではないかと思います。そうすれば、改めて総合調整監の特別職を配置

しないで現行のままで、現行の事務局長で職務を遂行することができると思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

町長 新庄市のことですので、どうとは言えないんですが、私の日程を見ても非常にタイトな日程であります。新庄市にあっては人口規模等が大変大きい中の市長で、副市長が2人いらっしゃればそれも可能かと思いますが、副市長が代理をして最上広域の理事長の業務を優先しろというお話は今の現状の中ではできないのではないかと思います。舟形町においてもそれはなかなか厳しいだろうと。

先日、9月1日の全協で事務局が申し上げたのは、そのぐらい市長とのコンタクトを取るのも難しい状況の中で、事務局長がいないというところで非常に厳しいというところを申し上げたのだと思います。事務局長がいないというのはおかしいんですが、事務局長になった佐藤事務局長がいないというところでは非常に厳しいだろうということで、しかもその中で申し上げました消防部局と事務部局の並列の関係性という中で、消防部局も統括して見る立場の人が必要だということありますので、ぜひその点についてはご理解をいただいて、経費的に増えるわけではございませんので、そういったところも踏まえながら、最上広域の各市町村の負担金の軽減にもつながるものと思っておりまして、そのためには調整監を置いていただきて、最上広域の改革も進めていただくということが大事かと思いますので、ぜひご理解をいただいて賛同していただければと思います。

1番 このたびの設置に当たっては、内部に事務局長としての適任者がいないという話もあったんですが、そうであれば現行の事務局長を事務局長として新たに採用すればその業務をできるのではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

町長 全協のときにお示ししたかと思うんですが、表があったはずです、この表が。特別職を置かない限りは継続して置くことができないという説明を事務局長がなされたかと思います。だから、現行の制度の中では事務局長をまた再任することはできないということありますので、また誰かを探してこなければいけないということがありますので、そういったところはこの間ちゃんと説明したはずですので、お聞き取りいただいた上で賛同をお願いしたいと思います。

1番 全市町村で可決ならない場合は現行の体制でもそういう形になるということは事務局長から説明あったと私は記憶しております。今回は総合調整監が事務局長を兼務するということを話されておりますけれども、当面はそういう形になるかと思いますけれども、今後、近い将来、総合調整監と事務局長の2人体制になる可能性はないのか、その辺はどうでしょうか。

町長 まず、兼務することであるので、先ほども申し上げましたが、全協の資料の13ページに職員の構成表を出してあります。現在の総務課長補佐、業務課長補佐については、現在の事務局長と10歳の差がございます。そういう方々が育ってくるまでの間、総合調整監を置いてフ

オローしていくということでありますので、プロパーが育ってきた場合については当然のごとく総合調整監については兼務にならないということで、事務局長という形になるだろうと思いますが、その際に課題となるのは、消防のパワハラ問題がございました。そういういたところの消防と事務局の並列という関係上、消防側にもしっかりと目を配れるというところがありますので、現在のところは事務局長と総合調整監を兼務することでありますので、それぞれが別々に存在するということは想定していません。

ただ、プロパーが育ってきたときにどうするかということについては、今後、理事会で検討するという形になろうかと思います。

議長 ほかに質疑ございませんか。

3番 私も全協の中で一部質問いたしました。町長からこの表を挙げてもらいましたけれども、現行の事務局長という役職ですけれども、その方は任期が1年という説明を受けております。新しく総合調整監という方は、第11条に書かれてありますけれども、理事長を補佐し、職員が担任する事務を監督するということが書かれております。現行の事務局長ですけれども、事務局長の権限ですけれども、これも同じような権限を持っているのかお聞きしたいと思います。

町長 現在のところとしては、総合調整監の権能といいますか、ところまで持っております。

したがいまして、消防の事務局については、消防業務については消防長の管轄なんですが、パワハラ等いろいろな問題については、事務局長と今のところ消防長が並列なもんですから、そこはなかなか調整するのは難しいということで、今の局長も申し上げているところだと思います。今度、総合調整監ができた場合については、1つ上の立場になりますので、消防業務等々の本来の業務以外のものについては総合調整監が指導することができるという形になると思います。

3番 昨年の9月定例会で私は疑問に思ったところがあったんですけども、最上広域というところで、新聞あるいはテレビに、町長からお話をあったようなパワハラだったりいろいろな問題が出てきます。私としては何らかの問題が多分あるのではないかなと思っております。これらの原因を究明して改善するには両方を見ていただく方が必要だと思います。例えば任期1年の方がほかの方に指示しても、この方は1年しかいないということが多分頭の中にあると思いますので、部下の統率はいま一つ弱いのかなと思っておりますので、ぜひ事務局側と消防側を調整していただいて、問題になっている内容を改善する策を強く行っていかないと、職場で働いている方だけが毎日つらい思いをしているのではないかなと思っていますので、ぜひその辺の調整役として役立てていただきたいと私は思っていますけれども、その辺の内容をお聞かせ願えればと思います。

町長 3番議員さんのおっしゃられるとおりでございまして、理事長が基本的には総括する形に

はなるんですが、理事会に上がってくる案件も少ないというところでありまして、もっとパワハラ問題とか早めに理事会に上がっていたら、もっと早く解決できたという部分も多々ありますし、いろいろな消防業務、それから事務局の業務的なところでも、何でこれが今頃なんだという思いが非常に強くあります。

そういうところをしっかりと管理していただける総合調整監の立場は大きいかなと思っておりますので、そういう意味で最上広域の改革につながるのではないかと私も期待をしておりますし、任期についても1年という臨時職員的に事務局長をあずかったとしても、荒澤議員がおっしゃられましたとおり、職員の対応が限定的になってしまふということもありますので、ぜひ、2年の任期を持ちながら、しっかりと改革に力を、時間と労力をかける方の立場が必要だと思いますので、ぜひご賛同いただければと思います。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

8番 総合調整監の職務ですけれども、今の3番議員さんの質問にも関連しますが、町長がお答えしているように、今まででは理事長以下、消防部局を統括する職務の人間がいなかつたという話であります。前回の組合の説明においても、今度は事務部局、消防部局も監督できる、監督するために統合調整監を置くんだという話でした。そういうことでよろしいんですよね。だとすると、新旧対照表の第11条の4項ですけれども、統合調整監は理事会を補佐し、職員の担任する事務（消防長及び消防署長が統括する事務を除く）とあります。こうなると今までと変わりないのでないかと解釈できるわけなんですが、その辺の解釈を伺います。

町長 新旧対照表の第4項の中で「消防長及び消防署長が統括する事務を除く」というのは、本来の消防救急業務、これは消防長をトップにして指揮命令が出されますので、その点については事務方は口を出さない、そこは従来どおり、消防長の指揮命令で火災現場であつたり救急業務をしていただくというところがこれを除くとしたことであります。全体的な消防の職員、総務的なところとかそういうものについては総合調整監がそれを担うということでありますので、本来の消防業務は従来どおり消防長の責任において、消防署長、消防職員がそれに従う形ですると。要は、火災現場とかのときに船頭さんが多くて困るということがないように、そこは従来どおりの消防業務をやっていただくということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

8番 町長の言っていることは分かります。要するに消防の業務については除く、消防組織については統括できるということだと思うんですけども、何かこの表現ですとそれも含まれるような感じがするので、少しその辺のところをはっきりさせたほうがいいんじゃないかなと思うんです。というのは、この前、全協で系統とか出しましたよね。理事長は理事会があつて、統合調整監がいて、事務局長なり事務部局、消防部局という図からいくと、何というか、括弧書きの部分のすみ分けといいますか、その辺の区分けが曖昧だなと思うんですけれども、

その辺をはっきりさせる必要はないのかなと思いますが、いかがですか。

町長 この点については先ほど説明したとおりでありますて、本来の消防救急業務については消防長が中心となってするというところで、その業務にまで総合調整監が口を出すということではないんだということを明言しているのでありますて、それ以外のことについては総合調整監がいろいろ指導するということありますので、例えば事務のやり方であったりとかいろいろなことも含めて、消防の職員にも指導がしっかりできるということありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第44号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第3 議案第45号 舟形町人権擁護委員の推薦について

議長 日程第3 議案第45号 舟形町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第4 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

奥山謙三総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和7年9月9日 舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長 奥山謙三。

所管事務調査報告書。総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期 日 令和7年7月9日（水）

2. 調査内容 令和7年度 所管各課の主要事業

○教育課

（1）小中一貫校へ向けた進め方について

①舟形中学校移転新築に向けた基本構想（案）

ア、舟形町が目指す施設近接型保・小・中一貫教育

イ、舟形町が目指す学校施設

ウ、新しい時代の学びを実現する学校施設の姿

②令和7年度事業計画

ア、検討委員会の設置

イ、検討委員会スケジュール

（2）縄文の女神プロジェクト事業について

①令和7年度事業計画

②おかげり女神プロジェクト事業経過

（3）部活動地域移行について

①舟形町部活動地域展開に係る事業経過

ア、検討委員会の設置

イ、令和8年度からの休日部活動の地域展開

ウ、「わかあゆクラブ」の更なる拡充

○住民税務課（危機管理室）

（1）舟形町防災力向上防災資機材整備事業について

①購入する資機材の内容

ア、移動式シャワー4基及び灯油焚き給湯器2基

イ、ラップ式トイレ28基

ウ、給水タンク2基

エ、エアテント10張
オ、高性能ドローン1基
カ、組み立て式サウナ2基
キ、衛星電話1台

○健康福祉課

(1) 第5期舟形町地域福祉計画（R8～R12）について

- ①第1期舟形町地域福祉活動計画
- ②緊急通報システム
 - ア、主装置
 - イ、サービスの基本的な流れ
 - ウ、みまもりサポート
 - エ、新機種について
 - オ、ヘルスケアーサービス（健康相談）

○デジタルファースト推進室

(1) 舟形町デジタル化推進計画について

- ①推進計画の推進方針
 - ア、町民サービスの向上・地域活性化のためのデジタル化
 - イ、地域の安全・安心のためのデジタル化
 - ウ、行政効率化のためのデジタル化
- ②推進計画の実績総括

3. 今後の進め方

所管する各課が説明した主要事業については、9月末頃に進捗状況、2月末頃に事業の成果について説明を受けることとし、年間を通じた調査を行っていきます。

4. 所感

- (1) 教育課の事業で小・中一貫校の進め方については、少子化が進む中での移転新築計画であるが、とくに児童・生徒の教育環境に配慮し、地域に開かれた学校となる施設の検討に期待する。
- (2) 住民税務課では、購入する資機材の保管場所や数量の確認、機材の操作方法の講習会や点検を怠らず緊急時に即対応できる管理をすること。
- (3) 健康福祉課の事業は、町民全員にかかわるものであるが、高齢者の一人暮らしに対する緊急通報システムは、安心して生活できる住環境整備であり、その重要性をもっとアピールすべきと考える。
- (4) デジタルファースト推進室の事業は、デジタルを推進することで利点は多様に発

揮されるが、利用する人が操作しやすくすることと、セキュリティ対策を充実することにより、一層のサービスの提供ができるような推進計画に期待する。

以上です。

議長 ただいまの総務文教常任委員長の所管事務調査報告について質疑を求める。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

続きまして、佐藤広幸産業振興常任委員長より報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和7年9月9日 舟形町議会議長殿。産業振興常任委員会委員長 佐藤広幸。

所管事務調査報告書。産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期　　日 令和7年6月26日 (木)

2. 調査内容

○まちづくり課

- (1) 地域交流施設「ふなぽん」の利用状況等について
- (2) 地域運営組織と集落支援員の活動計画等について
- (3) 地域おこし協力隊新規隊員について (紹介)

○ふるさと応援推進室

- (1) ふるさと納税 (米の在庫管理) の状況等について

○農業振興課

- (1) 水稲栽培省力化推進事業について
- (2) 衛星システム米ブランド化への取り組みについて

○新規就農・女性活躍支援室

- (1) 新規就農・女性活躍支援室の今年度事業計画について

○地域整備課

- (1) 災害復旧工事進捗状況について
- (2) 富田排水機場設備改修事業について
- (3) 現場視察
 - ①大平地区・長沢目地区圃場
 - ②開墾堰水路災害復旧工事現場（西又地内）

3. 所感

○まちづくり課

- (1) 地域交流施設「ふなぽん」の利用については、どなたでも利用可能となっているが、一般の方が使い勝手が良くなる部屋の確保、利用開始時間の統一、わかりやすい利用対象時間の周知など改善されたい。
- (2) 対象の舟形小学校区は町内数が多いため、地域運営組織も堀内・富長・長沢体制との統一を図り常勤一人の集落支援員の配置を検討すべきと考える。
- (3) 新規地域おこし協力隊員に対しては3年後の就農を見据えて、自立のため、農地斡旋など関係者が連携してサポートし、就農できるよう万全な体制を、また、起業を希望する場合の支援体制を構築されたい。

○農業振興課、新規就農・女性活躍支援室

- (1) 衛星システム米ブランド化事業については、肥料、管理など栽培基準を定め、衛星利用者の統一化を図りブランド化を進めるべきである。
- (2) 新規就農・女性活躍支援については、新規就農者の増加に努められたい。

○地域整備課

- (1) 災害復旧について、長沢目地区については、広範囲であり、一部作付けはされているが来年の作付けができるよう早期復旧に尽力されたい。
- 開墾堰水路復旧工事については、法面が今後崩壊が懸念されるので二次災害防止のため、保護シートが必要ないか検討すべきと考える。

以上です。

議長 ただいまの産業振興常任委員長の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第5 議員派遣の件

議長 日程第5、議員派遣の件について議題といたします。

議員派遣の内容につきましては、議会事務局長より朗読をさせます。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 議員の派遣についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして9月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。

町長よりお礼の申出がありますのでお受けいたします。

町長 令和7年第3回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

9月3日から7日間の日程で、15件の案件につきましてご決議賜りまして、御礼を申し上げます。

一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は真摯に受け止めまして、町政運営に努めてまいりたいと思います。

さて、7日、日曜日の夕方に突然石破総理の辞任会見があり、驚きました。与党内野党政治家として自民党の主流派の意見や政策を批判してきた石破総理が、「石破であれば変えてくれるという期待を裏切った。石破らしさというものを失ってしまった」と両院総会で本人が語ったように、党内融和、党分裂回避という理由で自民党という勢力にのみ込まれてしまったように思います。

新しい総理大臣が就任するまで我々の生活は置いてきぼりのようですが、就任した途端に国民生活、物価高騰対策等の政策が急展開されることが予想され、今年の年末年始は事務的に忙しくなるかもしれません。

また、今週末は若鮎まつりが開催されますので、雨も降らず、猛暑にもならず、多くの方々が来場していただきますことを心より願っております。

結びになりますが、議員各位におかれましては、秋の収穫作業等で多忙となる季節、そして日中と朝晩の寒暖の差が大きくなる季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため、引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上

げ、閉会の挨拶とさせていただきます。7日間、本当にありがとうございました。

議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和7年第3回舟形町議会定例会を閉会いたします。

7日間にわたる慎重審議、お疲れさまでございました。

午前10時53分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議長 斎藤好彦

署名議員 叶内昌樹

署名議員 奥山謙三